

厚岸町議会 第4回定例会

平成19年12月11日
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成19年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、堀議員、3番、佐々木議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
10番、谷口委員長。
- 谷口委員長 議会運営委員会の報告を行います。
12月7日に議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容について報告をいたします。
協議内容は、第4回定例会の議事運営についてであります。
1、報告についてでございます。諸般報告、例月出納検査報告がございます。さらに、町長より行政報告があります。
2つ目として、各委員会から予定されている案件であります。アとして平成18年度各会計決算審査報告書、平成18年度各会計決算審査特別委員会より報告があります。イとして産業建設常任委員会先進地行政視察報告書がございます。ウとして所管事務調査報告書、総務、産業建設両常任委員会からなされております。エとして閉会中の継続調査申し出書が3常任委員会及び議会運営委員会からなされます。
3つ目として、議会提出の案件についてであります。アとして陳情第1号 航行安全を促す霧信号所の存続を求める意見書採択に関する陳情書、審査方法については、本会議において審査を行うこととなりました。イとして発議案第4号 厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本会議において審査をいたします。
4つ目として、町長提案の議案等についてであります。アとして諮問第3号1件でございます。審査方法は本会議において審査をいたします。イとして議案第66号、一般議案1件であります。審査方法は本会議において審査を行います。ウとして議案第67号から第72号について、条例でございます。6件。審査方法は本会議において審査を行います。エ、議案第73号から第81号、補正予算9件であります。審査方法は各会計補正予算

審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査といたします。

5 番目、一般質問は6人の通告がございます。

6 番目、会期の決定についてであります、12月11日より13日の3日間といたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

●議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告書にありましたように、本日11日から13日までの3日間といたしたいと思っております、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日11日から13日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（南谷議員） 日程第4、この際、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出され受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成19年9月19日開会の第3回定例会終了後から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、11月30日に東京で行われた第51回町村議会議長全国大会並びに第32回豪雪地帯町村議会議長全国大会に私が出席をいたしました。

この際、議員の皆様申し上げます。関係資料を別途議員控室に備えることにしておりますので、ご了承いただき、後ほど閲覧をし、ご参考に供していただきたいと思います。

以上、諸般報告といたします。

●議長（南谷議員） 日程第5、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 日程第6、町長から行政報告を求められており、これを許したいと思っております。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

行政報告を申し上げます。

このたび、下水道事業特別会計に係る消費税及び地方消費税に課税の誤りがあつたとして釧路税務署から更正通知があり、10月30日に還付金の収入がありましたので、ご報告いたします。

還付金額は、平成13年度から平成17年度までの5年分で、加算金を合わせて2,903万6,993円でございます。

消費税は、原則として前年度の売り上げ高が、平成15年度までは3,000万円、16年度からは1,000万円を超える事業者が課税対象となり、売り上げに係る消費税から仕入れに係った消費税を差し引いた額が納税額となります。課税となる売り上げが多ければ納税し、課税仕入れが多ければ還付となる仕組みです。

下水道事業特別会計では、下水道使用料などの収入に係る消費税額から工事請負費や維持管理費などの支出に係る消費税額を差し引いた額が納税額となりますが、設備投資のために起債し、その償還金を一般会計から繰り入れた場合、この繰入金等は特定収入とみなされ、特定収入で賄った工事費などの消費税は仕入れに係った消費税から除外する調整が行われることになっています。つまり、この分課税されることとなります。

ただし、起債した年度に免税事業者だった場合は、その後、売り上げ高がふえて課税事業者となったときに、その負債の償還のための繰入金を受けたとしても、そもそも免税事業者であった期間には売り上げ消費税から仕入れ消費税を差し引くことを行っておらず税の還付も受けていないので、特定収入として調整計算をする必要はありませんでした。

今回の課税の誤りは、起債した年度と償還のために繰入金を充当した年度において、免税事業者か課税事業者かによって、特定収入として調整計算が必要かどうかの判断を誤ったもので、当町下水道事業会計が免税事業者だった期間に行った起債の償還金のための繰入金について、札幌国税局と釧路税務署は、これまで調整計算が必要な特定収入として課税してきました。しかし、今回、国税庁から札幌国税局に対し、特定収入には該当せず、調整計算を行う必要はないとの解釈を示され、適切に是正するよう指示があり、これを受けた釧路税務署が更正を行って、誤って計算されていた平成13年度から17年度までの5年分が還付されたものであります。

ご承知のとおり、消費税の還付金については、平成13年1月の町議会臨時会と3月の定例会で報告しましたとおり、当時、消費税制度の認識不足から1億2,000万円余りの還付金を受け損なった事実がありましたが、その後、このようなことが起こらないよう、消費税の計算、申告などに当たっては、専門家である税理士事務所をお願いをしました。その中で、特定収入を財源とする起債の償還に関して2つの問題点があることがわかりました。1つは、税率が3%の時期に起債した借入金を税率が5%となった平成9年度以降に償還した場合、起債時は3%の仕入れ税控除しかしていないのに償還時は5%の税負担が生じること。そして、もう1つは、今回の起債時に免税事業者でその後課税事業者となった場合の取り扱いでした。

この問題については是正を求めるため、平成15年に釧路税務署に対し平成13年度分の更正請求を行いました。更正をすべき理由がないとして請求を却下されました。しかし、

起債の償還期間は長期にわたるものであり、消費税率が上昇した場合、その不合理はさらに拡大することになります。また、単に償還時期の違いだけの理由で、控除を受けた仕入れ税額以上の消費税額を取り戻されるのは、課税の公平性や立法趣旨からも是正すべきものであり、以来、税理士事務所とともに北海道税理士会や日本税理士連合会、北海道町村会などへ強く働きかけてまいりました。

この間、北海道税理士会では、平成18年度には税務関係の専門誌「ゼイケン」への投稿、また、18年度、19年度と続けて、税制改正に関する意見書の中で取り上げるなど問題提起していただいておりますが、日本税理士会では、対象が狭いとし、また、町村会においては、全国的・全道的な問題となっていないなどの理由で、なかなか積極的な働きには結びついておりませんでした。

そのような中、本年9月、札幌国税局の消費税課課長補佐と釧路税務署の法人課税担当者が来町し、特別会計に係る消費税の取り扱いについて、これまでの判断に誤りがあり、過去にさかのぼって還付手続を進めるとの説明を受けました。その後、10月にはこの問題が新聞報道等で全国的にクローズアップされたのはご承知のとおりでございます。

今回、免税事業者であった期間の問題点については法解釈の誤りとして認められたわけですが、起債時と償還時で税率が異なる場合の問題については、法改正が必要となることから相当難航することも予想されますが、引き続き各関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

なお、本年度申告した平成18年度分の還付金につきましても、加算金を含めて3,298万1,215円となりました。これにより、本年度の消費税還付金の総額は、更正分と合わせて6,201万8,208円となり、今定例会において補正予算計上をさせていただいております。

以上が、下水道事業特別会計における消費税及び地方消費税の還付金収入についてのご報告といたします。

●議長（南谷議員） これより、行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義をただす程度にとどめていただきます。

10番、谷口議員。

●谷口議員 すみません、せっかく資料をいただいておりますので、資料でちょっと説明していただきたいんですが。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） お配りしております行政報告資料、下水道事業特別会計における消費税及び地方消費税の還付金について、私からご説明をさせていただきます。

まず、上の方です。消費税の計算というところに、(通常の場合)、これが一般に行われる消費税の計算でございます。行政報告の中でも触れておりましたが、売り上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を引いて納税すると、納税額となる。売り上げに係る消費税、Aですね、Aが多い場合は当然納めるということになりまして、Bの方、仕

入りに係る消費税が多い場合は戻ってくる、還付となるということでございます。

今回問題になった地方公共団体の特別会計の取り扱い、売りに係る消費税Aから仕入れに係る消費税、さらに、一般会計からの繰入金等がある場合は、これを特定収入とされまして、仕入れに係る消費税から引かなければならないということで、つまり、この分課税されてしまうということになるわけです。

従来、釧路税務署等で取り扱ってきたものが、その下の、従来の取り扱いという、この四角でございまして、売りに係る、例えば下水道使用料等に係る消費税、これがAですね。これが100万円として、仮にごく簡単な数字で押さえております。B 300万円、これは仕入れに係る消費税。通常であれば100万円から300万円を引いてという処理がされるんですけども、ここに特定収入に係る消費税というのが50万円、これを仕入れに係る消費税から引きなさいということで100万円から引いて、150万円しか還付がなかったと。

今回、右の方にいきまして、是正された取り扱いで、50万円は引かなくてもよろしいですよということでございまして、100万円から300万円を引いて200万円が還付となるという計算に直ったということで、単純に200万円から150万円を引くと、50万円が新たに追加の還付となったと。

いろいろ、こんなに簡単な計算ではないんですけども、ごく、いろんな条件をはしよって、一般的にわかりやすい表にまとめたものでございます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、以上で行政報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第7、陳情第1号 航行安全を促す霧信号所の存続を求める意見書採択に関する陳情書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

（職員の朗読）

●議長（南谷議員） お諮りいたします。

本陳情書については、急を要するため、委員会付託を省略し、本会議で審査をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本陳情については、委員会付託を省略し、本会議で審査することに決定しました。

これより質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 ちょっとお尋ねしたいんですが、厚岸町の漁業者の中で、大規模な漁業を営んでいる方の漁船についてはそれなりの機器がきちんと装着されているのではないのかなというふうに思いますけれども、結果的に外海といいますか湾から出てしまうというような漁業を営んでいる漁業者の中で、結果的に現在もこういうものが装着されていない船というのはどのぐらいあるんですか。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時28分再開

●議長（南谷議員） 再開いたします。

産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 時間とらせまして申しわけございません。

G P Sの関係については、いろんな漁船の種類もありまして、G P Sも数種類あるということで、組合としても詳細な調査はしておりませんでした。担当のお話ですとおおむね150個の船についてはG P Sがまだ未装着というふうに、そういうふうなことでございました。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 まだまだこれはそういう点では今後整備していく必要があるというふうに理解しています。それで、今の陳情書の中にも書かれております、過去には何か随分遠くまでコンブ漁船が流されていったというようなお話もございましたよね。そうすると、やはりこれは自然に必要なものではないのかなというふうに思うんですが、その辺ではどうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 海上保安部の説明では、この霧信号につきましては、音波の標識としまして視界不良時に主に船舶におおよその方位を知らしめるために設置をさ

れたということであります。ただし、信号の音が風の影響を多く受けるということで、音だけで霧信号を送っているところまでの距離あるいは方向を決定するのは非常に難しいと。信頼性に欠けるということで、そういう説明がございました。

さらには、最近では船舶用のレーダー、あるいはGPS等近代的な装備が普及をしてきたんだということで、それとあと、GPSも非常に安い金額のものも、簡易ではありますがけれども、そういったものも出てきて、非常にそれも有効な手段であるということと、あと国の財政的な面、それから老朽化も著しいところもある。全国で16カ所、北海道内で10カ所、これについて21年度ということで、21年度末までには廃止をしたいと、そういう方針ということで、海上保安部の方ではそういう説明は受けたところでありませぬ。

ただし、その説明を受けたときに、厚岸町としても漁業協同組合の意向、あるいは漁業者の現在の装備の状況、それらを勘案して、厚岸町としてもそういった漁業者の声があれば、今回の海上保安部の申し出については、漁業者の意向、あるいは漁業協同組合の意向を反映した形でその態度を表明したいというふうに、そのときには聞くにとどめたという状況でございます。ですから、今回このような陳情が漁業者、あるいは漁業協同組合の方からこういった声が出てきたという関係でありますけれども、これらについて、これらの意向を踏まえた上でこういった形で出てきたのかなというふうに思いますので、私どもも、漁業者、漁業協同組合の意向を考えた形で、そういった姿勢、あるいは行政を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

●議長（南谷議員） 再開いたします。

他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本陳情を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択することに決定しました。

- 議長（南谷議員） 日程第8、認定第3号 平成18年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 平成18年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上7件を一括議題といたします。

本7件の審査につきましては、平成18年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し閉会中の審査を求めていたところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

1番、音喜多委員長。

- 音喜多委員長 ただいま議題となりました各会計決算審査報告をいたします。

平成19年11月26日、第3回臨時会において、平成18年度各会計決算審査特別委員会に付託されました認定第3号 平成18年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 平成18年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7件の審査については、12月4日、本委員会を開催し、理事者から詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査いたしました。

その結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上です。

- 議長（南谷議員） まず、認定第3号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成18年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成18年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成18年度厚岸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成18年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成18年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号 平成18年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長（南谷議員） 日程第9、これより一般質問を行います。

質問は通告順に行っていただきます。

なお、一般質問の時間は、厚岸町議会会議運用内規64に規定のとおり、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問者並びに理事者におかれましては、質問及び答弁が時間内におさまるよう努めてください。

初めに、4番、高橋議員の一般質問を行います。

4番、高橋議員。

●高橋議員 第4回の定例会に当たり、通告に従い質問をさせていただきます。

町職員各位におかれましては、年末のこの寒い時期に、町税ほかの滞納あるいは繰越金の徴収業務に奔走され、本当にご苦労さまでございます。心から敬意を表するものがあります。

私は、今回の定例会に当たりまして、通告どおり、厚岸町と釧路町の長年の懸案であるところの境界問題についてお尋ねをしてみたい、このように思います。

町長、あなたは平成14年第4回定例会において、大変難しい問題であるということもしっかり踏まえ、解決に向けて取り組むと明言をして以来、6年余りの歳月が過ぎましたが、この間、両町の間でどのようなお話し合い、協議を何度持たれたのか、その経過について具体的な説明を町長に求めるものであります。

町村境界がはっきりしないことで困るのは普通交付税についてでもあります。この点についても、わかりやすく丁寧な説明を求めるところであります。

さらには、境界付近での災害発生時の対策について、厚岸町地域防災計画、そのマニュアルどおりで果たして万全なのかということでもあります。災害とは全く予期せぬ魔物であることをしっかり踏まえておく必要があるということをお忘れはいけないと思うところでもあります。

以上の点について町長からの答弁を求めるものであります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、高橋議員の一般質問にお答えをいたします。

厚岸町と釧路町の境界についての質問であります。このことにつきましては、お尋ねのとおり平成14年の第4回定例会で一般質問を受けており、このときには、当時、釧路市と釧路町の合併協議会での行政課題にこの境界問題が盛り込まれるなどもあり、問題の解決に向かった糸口を見出せるのではとの期待も抱き、当時の釧路支庁長の調整役の発揮をお願いし、また、釧路町長とも相談しながら、この未解決の問題に取り組む考えでお答えをいたしております。

しかしながら、この問題解決の契機になり得るかと考えていた釧路合併の機運がこの時期から大きく低下し、翌年の3月には合併協議会が正式に廃止されてしまい、この境

界の解決に向けた釧路町での機運も立ち消えた感じを受けています。

その後、釧路町長ともお話しをし、また、総務課長同士の協議もさせ、問題解決に向けた取り組み推進への提起もしていますが、釧路町側においては、これにかかわる議会での論議もなく、行政においても直ちに取り組もうとする機運はなく、今日まで進展していない状況にあります。

高橋議員も十分ご承知いただいているとおり、この境界問題は100年以上も前からの経過の中で解決に至っていない大変に難しい問題であり、今日まで双方平行線をたどり、その後の協議のきっかけも難しい状況で推移してきています。

このような境界問題の解決には、双方の機運が盛り上がりなければ、一方だけで急いでも解決はできないといわれます。まず、釧路町側に解決に向けた機運を持ってもらえることが大事でありますし、今後も機会あるごとに相手に提起を続けてまいりたいと考えております。

次に、普通交付税の算定に用いる基礎数値のお尋ねにお答えをいたします。

普通交付税の算定に際しての基礎数値の1つとして市町村面積があります。釧路町との境界紛争区域の面積は約27平方キロメートルであります。普通交付税の算定上におけるこの区域面積の扱いにつきましては、釧路町と厚岸町の面積案分とすることで平成2年2月に釧路町と厚岸町の協議を終えており、現在もこの協議に基づき算定がされております。

次に、境界付近での災害発生時等についての対策はできているのかのお尋ねであります。当該地域においては法務局への登記により管轄区分がされております。境界紛争地域は現在釧路町の表記であり、釧路町の災害として対応されることとなります。

なお、釧路町と厚岸町は同じ釧路東部消防組合の管轄区域であり、交通事故などの災害対応における救急隊や消防隊の出動は、厚岸、釧路の両消防署が連携して行うなど、早期に的確に対応できるような体制がとられております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

- 高橋議員 町長からの答弁を求めたわけですけれども、この問題については、いろいろ資料等を調べた中では、平成11年にはこの問題を取り上げた議員もいらっしゃいます。もちろん13年もあります。14年は、町長が就任して間もないころにこの問題が取り上げられております。

私がお尋ねしたのは、町長が就任して以来、何回にわたってこの問題について取り組んできたのか、その経過については何も答弁がないように聞こえます。長年にわたり両町が多額の調査費を計上し、多くの資料を積み重ね、再三再四にわたり協議に協議を重ね、いまだにその解決に見通しが立たないのはいかがなものか。町長、あなたは平成14年第4回の定例会で、議員の質問に対し次のような答弁をしているのであります。

釧路町の主張は、ご承知のように、明治38年から44年までの連絡測量の結果による区域で、明らかに昆布森区域であるということであり、昭和16年の測量の結果、誤った測量による境界ができたというのが釧路町の主張であって、厚岸町の主張は、明治38

年から44年までの連絡測量については、一部不明確であり誤りであると。昭和16年の測量結果が正確であるということで、お互いに相対する双方平行線の見解の主張を行っているということの答弁でありました。

そこで、伺いたいと思います。

境界地内の1,800町歩、あるいは2,000町歩ですか、土地の問題についてはどのようになったのかお伺いをしたいと思います。昭和48年ころから双方がともに協議を重ね、多くの資料をもとに調査研究を重ねてきた経緯については、議会に対しどのような説明をしてきたのかを伺いたい。

町長、あなたは14年の第4回定例会において、いまだに明確になっていない鉤路町と厚岸町の境界についてどのように考えているのかとの議員の質問に答えて、いずれにしても、早急に鉤路町長とお会いし、この問題の協議をさせていただき、さらには鉤路支庁長に調停、裁定ということでお願いを申し上げたいとまでおっしゃっていましたが、その経過についても説明を求めるものであります。

いずれにしても、市町村の境界という案件については長い年月を要するという事は、そう簡単な問題ではないということは承知しているものの、やはりこの案件については、町長、あなたの力で解決していただくしか方法はないのであります。町長、あなたの行政手腕に対する豊富な経験とすぐれた知識を生かし、厚岸町のこの問題の救世主になっていただくために、今こそ、地方交付税が削減される中であって、この境界問題こそ早急な解決を迫られているところの何よりも大事な問題ではないかと思えます。町長、あなたの決断の大きな望みに期待を申し上げながら、私の2回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

鉤路町との境界問題につきましては、私が町長になりましてからお2人の議員さんからの質問をいただいております。今回で3人目でございます。さらにはまた、総務委員会においても、この問題については私からする説明をしておるわけでありまして。さらにはまた、私が町長になる前の以前からも、当議会においていろいろと解決に向けての議論が重ねられておるところであります。

すなわち、この問題は明治34年からの問題であります。爾来、今日まで、先ほどは100年と言いましたけれども、正式には106年、今日たっておるわけでありまして。そういう中で、いまだに解決をしておらないということは、町長としてもまことにざんきにたえなく思っておりますし、また、町長の責務として何とか解決の道を探らなければならない、就任以来そういう気持ちで推進をいたしておるところであります。

そこで、何回この問題について鉤路町と話し合ったのかということではありますが、私は何度も当時の菅原町長等含めて協議を重ねておるところであります。さらにはまた、総務課長、これは担当実務者であります、同士でもお話しを正式にいただいて、それぞれ両町長の指示のもとで協議を重ねておるところでございます。

それとまた、私がこの問題に議会で答弁をいたしましてから、早速、先ほどもお話しいたしましたけれども、合併等の推移を見ながら解決できるだろうと思っております。

けれども、一方、私といたしましては、釧路支庁長に対しまして、この解決の問題について要請をいたし、釧路支庁長を中心として何らかの働きをしていただきたいということで、釧路支庁も動いたわけでありますが、しかしながら、北海道といたしましては、この問題については、いまだに調停等をやったこともない、できるならば両町で協議の中で円満に解決をいただけないかというお話もあり、私といたしましては、その趣旨を了として、さらに両町で円満な中で解決をいたしたいということで話を続けておるわけでございまして、本日の質問をさらに受けましたので、私はまたこの解決のために、さらに両町との大きな課題として釧路町にも話しかけながら進めてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他の問題については担当から答弁をさせたいと思っております。

以上で、何か、質問の趣旨に沿った答弁だったと思っておりますが、何か漏れがあれば。

●議長（南谷議員） 4番、高橋議員。

●高橋議員 特別の漏れはございませんけれども、町長がおっしゃっているように、町長が就任以来一、二回程度、3回ぐらいですか、そのような会合を持っている。やはりこの問題は、町長も今おっしゃっているように100年ぐらいの問題で、別にこれは紛争地帯ではないんですよね。要するに、お互いにここからここまではおれなんだよと、こうなんだよと、ただそれだけの話し合いなんですから、支庁なり道なりが仲裁に入ってもらえば明確に速やかに解決できる問題じゃないのかと、このように思うわけであります。

そういったあれでないですかね。いろんな議事録等を踏まえた中で、町長が平成14年第4回の議員の質問に対して言っていることは、支庁長に調停、裁定等をお願いして、できるだけこの問題の決着を図りたいと。こう言っている割にはその回数が少ないのかな、そういうお話し合いがたび重なって協議をしているのかなというようなニュアンスが全くないというのが非常に残念であります。

ぜひとも町長が在任中にこの方向づけをきちっと見出してほしい、こうお願いをして私の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

先ほど高橋議員から、両町の相違についての説明がございました。ご承知のとおり、全くそのとおりでございまして、相対立するお互いの見解でございます。その一致したところを見出すのが今日までかかっておるわけでございまして、今ご指摘がございましたとおり、この問題は両町にとっても大変な問題であります。しかし、既にその地域は釧路町になっていることでもありますので、釧路町においては当然異議を申し出るような形にはないわけでありまして、一方、厚岸町は見解が相違でありますので、この点なかなか難しい点があるわけであります。

しかしながら、両町ともこれから解決に向けての協議を、私の方から声をかけて進めてまいりたい。しかし、早急に解決できるかどうか、これは今後の取り組みに私自身も

期待をいたしたい、そういうふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 以上で高橋議員の一般質問を終わります。

次に、7番、安達議員の一般質問を行います。

7番、安達議員。

●安達議員 今回の定例会におきまして、さきに通告しておりました2項目6点についてお伺いをしたいと思います。

1点目につきましては、自治体病院の再編についてでございます。

1つとしては、道がまとめたこのたびの自治体病院等広域化・連携構想により、町立病院はどのような位置づけになるのか。

2つ目には、医師数の維持確保や救急医療体制はどのようなようになるのか。

3つ目には、近隣町、特に浜中町との連携と今後の具体的な対応方法は検討されているのか。

2項目めには、平成18年6月14日に成立いたしました「医療制度改革関連法」による病床転換の方向性とその影響についてでございます。

1つ目としては、この法律によれば、介護型病床施設を平成23年度で廃止するとしておりますけれども、町立病院の医療病床はどうなるのか。

2つ目には、病院会計の一般会計からの補助が平成15年以降増加してきているが、病床転換に伴うスタッフの配置や会計上の影響はどうなるのか。

3つ目には、病床転換に伴い、いわゆる介護難民がふえることが予想されますが、待機者も増加傾向にある特別養護老人ホーム「心和園」の増床は可能なのかどうか。可能とすれば、その見込みと建設費用に係る財源、利用者への影響及びスタッフの配置基準について説明いただきたいと思うわけでございます。

この問題につきましては、各新聞も毎日のように記事に取り上げているわけでございます。赤字に悩む自治体の病院、これがどうなるんだろうか、これは我々町民として命と健康にかかわる非常に大切な問題でございます。そういう意味におきまして、ご答弁をよろしくお願い申し上げまして、1回目の質問にさせていただきます。よろしく願います。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、安達議員の質問にお答えをいたします。

初めに、自治体病院再編に関するお尋ねのうち、道がまとめた自治体病院等広域化・連携構想により、町立病院はどのような位置づけになるのかとのことではありますが、この素案は、平成17年度の各種施設状況調査や病院事業に関する決算などの数値指標を基本にして、全道を30区域に分け、区域内でセンター病院である自治体病院を中核的病院として、その他の区域内の自治体病院は、規模の適正化や診療所化にして病診連携を行う内容となっております。

厚岸郡を医療圏とする町立厚岸病院は、国民健康保険一般被保険者の受診者で厚岸町民の約半分、浜中町民の20%弱をカバーしておりますが、不良債務を有していることから、中核的な病院と連携のもとに規模の適正化を検討する必要があるということになっていきます。

次に、医師数の維持確保や緊急医療体制はどのようになるのかとのことでありますが、町立病院の常勤医師数については、現在、前年度より1人少ない5人体制となっており、来年度も同様の人数を確保できる見込みとなっておりますが、さらに2人の常勤医の増員に向けて取り組みを進めているところであります。

また、24時間救急医療体制を確保するには、医師を初め、看護師、医療技術員計5人のスタッフが必要であり、大きな経費がかかっておりますが、住民の健康と命を支える病院としてその任に当たっていきたいと考えております。

次に、近隣町、特に浜中町との連携など今後の具体的な対応方法は検討されているのかとのことでありますが、町立病院は、町内の1医院と浜中町2つの診療所との厚岸郡の拠点病院として地域医療を進めていく考えであります。

昨年度から、診療科目も内科、外科、小児科に加え、釧路市内の総合病院との病病・病診連携も進み、さらには、地域医療を支える医師や医療技術員の臨床研修病院としての積極的な受け入れを行い、へき地医療を行うかなめの病院となってきております。

このことにより、町民からの町立病院の医療に対する信頼も増し、患者数も大きく増加してきておりますが、地域の医療を一手に町立病院で抱えるのには限界があり、限りある医療資源の中で、へき地を支える医療機関としての持ち分を明らかにして、診療所、病院というラインにおける医療連携を図っていきたいと考えております。

次に、平成18年6月14日に成立した「医療制度改革関連法」による病床転換の方向性と影響についてのご質問にお答えいたします。

この法律によれば、介護療養病床施設を平成23年度で廃止するとしているが、町立病院の療養病床はどうするのかとのことでありますが、町立病院では、療養病床として医療型23床と介護型19床の計42床を有しております。介護型については平成20年3月までに廃止をしなければならず、当面は医療療養型病床42床に戻し、病床を維持していくこととなりますが、平成23年度を目途に国が進める療養病床の再編の中では、運営及び施設基準が厳しくなることから、病床数の削減をしなければならないことをご理解願いたいと存じます。

次に、病院会計への一般会計からの補助が平成15年度以降増加してきているが、病床転換に伴うスタッフの配置や会計上の影響はどうなるのかとのことでありますが、病院会計への一般会計からの繰入金は、平成18年、19年と病院事業に対する不採算経費の見直しを行いましたので、現制度下における状況では、今後増加していくことにはならないと考えています。

町立病院の療養病床への転換方法としては2つの選択肢が考えられ、医療療養病床に転換した場合は、看護師配置基準が今まで「5人に対し1人」が「4人に対して1人」に、老人保健施設に転換した場合は、利用者の1人当たりの面積を広く確保しなければならず、現有の施設、現有スタッフで考えた場合、9ベッドの削減が避けられず、それに対する診療報酬が減額になります。

次に、介護療養病床の転換先としての特別養護老人ホーム「心和園」の増床についてありますが、7月17日に関係部署の職員で構成する「特別養護老人ホームの今後のあり方検討会」を立ち上げ、心和園の増床の可能性について検討を重ねてまいりました。

介護療養病床の削減については、医療の必要性が低い入院患者の退院を促進し、在宅介護につなげる目的がありますが、過疎化と高齢化が同時進行している厚岸町においては、医療の必要性が低いとはいいながら、経管栄養等により在宅生活が困難となる方々もおられますし、家族の介護力がないことによって、その方々を介護難民とすることがあってはならないものと考えており、そのため、施設は何としても確保しなければなりません。

一方では、従前から特別養護老人ホームの待機者が増加している現状もあり、現在の介護サービス基盤を維持し充実させる必要があるとの判断のもと、町立厚岸病院の介護療養病床から特別養護老人ホームの9ベッドの転換も考慮し、釧路管内における参酌標準枠の獲得とあわせ、財源措置も含めて具体的に関係機関との間で情報収集を進めており、心和園の増床案を絞り込みつつあるところであります。

現時点の試案であります。入所施設2ユニット18床、短期入所施設10床を増床すると仮定した場合、6億円から7億円程度の事業費が必要と考えられ、これらの財源としては、例えば、地域介護・福祉空間整備等交付金や過疎対策事業債、介護サービス施設整備事業債、特定防衛施設周辺整備調整交付金、釧路産炭地域活性化事業費補助金等を視野に入れて調整を図る必要がありますし、増床後の施設利用者への影響については、ユニット型個室利用の場合、居住費実費負担額の変動が大きく、多床室利用の平均的負担者である要介護2で所得区分第2段階の方で試算しますと、月額4万2,900円から5万8,440円と1万5,540円の増額が予定されるところであり、また、スタッフの配置基準については、既存施設プラス短期入所施設増床で、医師1名、生活相談員1名、看護師3名以上、介護職員27名以上、栄養士1名、機能訓練指導員1名以上、介護支援専門員1名以上、夜勤職員3名以上とされ、ユニット型個室増床では、ユニットごとにユニットリーダー1名を配置し、看護師1名以上、介護職員2名以上、夜間及び深夜には2ユニットごとに1名以上配置することとされているところであり、現状と比べて、おおよそ30人程度の増員が必要になるものと考えられます。

いずれにいたしましても、本格的な検討を経て、第4期厚岸町総合計画第9次実施計画案への登載により、平成21年度着工の可能性を探り、具体化してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上であります。

●議長（南谷議員） 7番、安達議員。

●安達議員 この問題については、先月11月12日に総務省がやっと公立病院の改革ガイドラインを示したわけなんですけれども、まだ1カ月くらいしかたっていないという、そういう状況の中で、今、町長にご答弁いただいたんですけれども、ここまで前向きに検討されているということは、私もちょっと、意外と言ったら語弊あるんですけれども、非常に感服している次第でございます。本当に町長初め、町民のことを思っていてくれ

ているんだなということで、非常に安心しているところでございます。

そういう中で、幾らかご質問させていただきたいんですけれども、今のご答弁の中にあります広域化を図る考え方として、道内を30の区域に分割するようでございますけれども、厚岸町の場合、厚岸町がどういう範囲の中に入るか、これを教えていただきたいなと思います。

また、中核病院とありますけれども、この中核病院というのはどこを指して言っているのか。これは例えば釧路市あたりの総合病院というか、釧路市立総合病院あたりを言っているのか、それともまた違った病院のことを指しているのか、厚岸町立病院のことを指しているのか、この辺をちょっと教えていただきたいなと思います。

それからドクター、医師の確保について、来年度も同様の人数を確保できる見込みだと、さらに2人のドクターの確保に向かって取り組み中であると、そういうご答弁でございました。特に地方の自治体病院では、今、医師不足で非常に悩んでおられて、これが財政の赤字にも影響しているという、そういう状況の中で、厚岸町がこのように従来どおり医師を確保できて、さらに2名の医師に今取り組み中ということで、私も町民の一人として、安心して暮らせるなど、安心して病院にかかれるなどということでのるわけでございます。

これも先ほど申しましたように、町長を初め、ひとえに関係者のご苦勞のおかげで、そのご勞苦に対して心から感謝と敬意を申し上げたいなど、そのように考えている次第でございます。どうか今後とも町民の命と健康を守るために一層の努力をしていただきたいと思いますなど、そのように考える次第でございます。

次に、救急医療の体制ですけれども、夜間、地元の病院が閉鎖しているくらい住民が不安なことはないわけでごさいます、24時間救急医療体制を確保するためには、言われるとおりの大きな経費負担がかかります。都市の総合病院とは遠距離にある厚岸町としては、ぜひ24時間の緊急体制を今後とも守っていただきたいと思いますなど、そのようにも思う次第でございます。

それから、次の浜中町との問題なんですけれども、これは北海道新聞の11月16日の記事によりますと、こういう記事が載っているわけです。浜中町からの救急外来に係る患者の比率が高まっている。今年度は4月から9月で昨年同期よりも2割近くふえ、救急外来の利用者数の3割近くが浜中町民という状況だと。こうした結果、同病院では一般外来の待ち時間の増加、それから医師の負担増といった問題が生じているというふうに書かれているわけでございます。

さらに、浜中消防署によりますと、2004年には全体の39%が厚岸町の病院に救急車で来た。それから、2005年度には40%、2006年度には57%、今年は1月から9月まででは64%と、このように浜中町からの患者さんがふえているわけでごさいます、反面、町立病院の収入増ということにも貢献はしていただいていると思うんですけれども、やはり何といたっても、再編を機に浜中と厚岸、両町の命と健康を守るセンター病院として維持するために、何とか両町で話し合っ、できれば今までどおり、または今まで以上の高度医療、そして医療のサービスを続けていけないものかなと、そのように考える次第でございますけれども、その辺についてはどういうふうにお考えかお伺いしたいなと思います。

それから、次に、昨年6月に成立した医療制度の改革関連法、この問題について、現在、町立病院では療養病床として医療型が23床あって、介護型が19床、合わせて42床ということでございます。しかし、平成20年3月でこれが廃止になりますけれども、経過措置として23年までありますよと。この23年以降は介護型がなくなるので、この19床の介護型を一時、医療型療養病床にして、その後、23年度以降は、23年をめぐりに再編を行っていききたいというようなことで確認させていただいてよろしいのかどうか、この辺を教えていただきたいと思っております。そうであるとすれば、23年度以降の療養病床の変更素案があればお知らせ願いたいと思っております。

次に、一般会計から病院会計への繰り入れについてですけれども、道内自治体病院の前年度決算によりますと、84の事業者で97病院があるそうでございます。そのうち、赤字経営で悩んでいる病院が7割以上に及んでいるということでございます。合計した経常赤字は約11億2,600万円、この市町村立病院の累積赤字が何と1,800億円に達しているという数字なようでございます。しかも、これが年々この赤字幅が拡大しているという、非常に厳しい自治体病院の経営状況、これは全道的にそういうようでございます。

このため、各自治体からの病院会計への繰り出しは全体で258億円で、1病院平均しますと年間約2億7,000万円ほどの赤字が生じているということで、これはどこの自治体も一般会計からの繰り入れは非常に困難というか、もう限界に達しているという新聞記事もあるようでございます。

このような状況の中、当町立病院も平成12年度から15年度までは4億円から4億9,000万円の単年度赤字が繰り入れられ、また、平成16年度には5億5,600万円の単年度赤字だったわけでございますけれども、昨年度18年度の決算では3億1,300万円の一般会計からの繰り入れがありましたけれども、3,000万円の黒字決算となったようでございます。仮に繰り入れがなかった場合2億8,200万円の赤字でありますけれども、しかし、私が申し上げたいのは、平成18年度は16年度と比較して約半分の2億7,400万円の収支改善が図られたことになり、私は大いに評価しているところでございます。

同時に、経営改善に向けての改革努力をされたことに本当に頭が下がる思いでございます。私も春の改選期まで2カ年ほど監査をさせていただきまして、毎月、例月検査に行ったわけですが、そのたび事務長の経営改革に取り組む意気込みというものは本当にすばらしいものがありまして、行くたびに私も楽しみに、今度はどういう改革をするのかな、今度はどういう節約をしていくのかなと、そういうことを楽しみにしながら行っていたわけですが、そのあらわれとして従来の赤字幅の半分程度になったという、これは大いに私は評価しなければならないと、そのように考えておりますけれども、今後とも気を緩めず、一層の努力を期待したいなど、そのように考える次第でございます。

それから、次に、これは日経新聞なんですけれども、日経新聞の記事に、すみません、道新さんです。これは道新の記事にこういう記事がありました。「道内の療養病床8,700床削減へ」というサブタイトルで、「高齢患者どこへ行けば」という見出しで記事が載っていたわけでございます。この病床の削減問題、これは高齢者にとって大変な問題でございます。

この記事の中に、札幌市のある主婦の言葉が載っていますけれども、これは1つの例

ですけれども、今までかかっていた医者に、主治医にですね、ある日突然退院の勧告を受けたと。この義理の母は2年前に脳梗塞で倒れて、右半身や言葉が不自由になり、療養病床に入院して1年以上リハビリを受け、自力で物を食べられるまでに回復したと。病院に感謝していただいただけに突然の退院勧告でショックだと。こういう中、この家庭は共稼ぎで、義理の母をこの奥さんは見ることができないと。どうしたらいいんだろうという、そういう、これは本当の一例であるわけですがけれども、こういう問題が、療養病床を利用している方はみんなこういう問題を抱えているわけです。

今こそ年老いてこういう医療機関のお世話になってはいますが、過去においては、この人たちは日本の国のため、そして地域のため一生懸命、家族のため頑張った人ばかりでございます。そういう人方が路頭に迷うようなことのないような、そういう血の通った温かい政治が、それが本当の政治だろうと私は思うわけでございます。厚岸町もこういうことが少しでも緩和される、100%これが解決できるとは思いませんけれども、少しでも多くのこういう高齢者の介護難民が出ないように取り計らい願いたいなど、そういうふうに思うわけでございます。

それから、この介護型病床の削減に伴いまして、心和園の増床も検討中ということでございます。これは、ここに示されているとおり6億円か7億円ぐらいの事業費がかかるよう、今の計画ではそのくらいかかるようでございます。多額の費用を要するわけですが、厚岸町も非常に厳しい財政状況の中、そういう悪くて健全化団体にならぬような、また、再生団体にならないような形は十分ってはおられると思うんですが、そういうことを十分考慮しながら建設に向けて計画していただきたいと、そのように思う次第でございます。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） それでは、私の方から自治体病院の再編についてのご答弁を申し上げたいと思います。

今、自治体病院の再編問題につきましては新聞紙上をにぎわしておりますけれども、道がまとめようとしているこの再編と、総務省が今進めようとしている公立病院のガイドラインというのは、結果的にはリンクというんですか、一緒になるんですけれども、別々に進んでいるというようなことをご理解をまず願えればなと思っております。その中でお話をさせていただきたいと思います。

まず、道内30地区の中での釧路管内28区域として、釧路管内すべての市町村がこの範囲の中に入っております。その中核病院は釧路市立総合病院を想定しております、そのほかの公的病院は、先ほども町長のご答弁に申し上げましたとおり、規模の適正化もしくは診療所化の中、検討すべきという内容になっております。

私どもといたしましては、こういう状況ですから、これは数値、平成17年度の決算もしくは施設状況調査の中での判断をされておりますし、18年、19年、今進んでいるわけですが、そういう数値整理の中ではないということです。それと、もう1つは、救急医療ということが、先ほどの質問の中にも出ておりましたけれども、どうも加味を

されていないのではないかとということ、強く町長を先頭にこの素案に対してのパブリックコメントといいますか、内容を申し上げているところであります。

それで、いずれにいたしましても、私どもはこの素案を素直に受けとめているわけではございませんで、区域としての釧路管内という意味合いではわかりますけれども、その中で町立病院としての生きる道を含めて提起をしている状況であります。

それで、医師の確保の状況でございますけれども、5人の常勤体制の確保については来年度も含めて何とかめどが立っているという状況であります。質問者おっしゃいますとおり、医師の不足は病院の赤字に直接つながります。やはり医師がいて病院経営というのは成り立つということに相なりますので、医師の確保が最重要課題になるかと思えますけれども、私どもとしては、地域医療を目指す医師を、住民の皆さんと一緒に地域を考えて行う医療の医師に来ていただくことによって住民の信頼も増すものというふうに考えておりますので、そういう医師を集めた中でこの病院を発展させていきたいなというふうに考えております。

それで、救急医療でございますけれども、特に、釧路から1時間という状況の中、それと、現実的に浜中の厚岸郡の医療圏、浜中町も町立病院の医療圏になっておりますし、そういう中で、この救急医療、救急体制というのを私どもがきちんとしていかなければいけないなというふうに思っております。残念ながら、先ほどの町長の答弁でも、5名の毎日、夜間ですけれども、日曜日土曜日もそうなんですけれども、祝日もそうなんですけれども、5名のスタッフが常時常勤している。そうでなければ救急医療を支えることができないということでもあります。

ですから、ある新聞にも出ておりましたけれども、救急医療をやるということは、診療所の中へスタッフを抱えてやるという状況ではならないということでございますので、これは病院機能が要るということでございます。ですから、私どもはそういう中で、この厚岸郡、1万1,000人、隣町の7,000人を含めて約2万人弱の人口のいるこの地域をきちんを守ることが地域医療の基本であるというふうに思っておりますので、これについてはそういうふうに進めていきたいというふうに考えております。

当然、診療所、医院は、病院の中の一緒に行う病養・病診連携の器の中で、これは私たちの病院はセンター病院として頑張っていかなければいけないなと思っております。ですから、なかなか隣町の先生方含めての、医療圏が一緒なんですけれども、打ち合わせ含めて、医療をどうやっていくのかということの打ち合わせがなかなかできていないのが実態ではございますけれども、これはやはりきちんとした連携をしていかなければ地域は守っていけないというふうに思っていますので、今、そのことを含めて、隣町と一緒にこの厚岸郡をどうしていくのかということ投げかけている最中であることをご理解願いたいと思います。

それと、介護の関係でございますけれども、42床のうち23床が医療型、19床が介護型で、20年3月で廃止になります。介護型については廃止であります。ですけれども、先ほど町長の答弁でこれもお答えしておりますけれども、もともとはうちの医療療養病床は、医療療養病床から介護病床に変換をした病床でございますので、先般、先週なんですけれども、基本的には医療療養病床に一回戻すということの指示がまいりました。これは先週の議論でございます。そのことを町長の答弁に書かさせていただきましたけれど

も、まず医療療養病床に戻す、その中で23年までの中での療養病床の検討に入るという内容になるかというふうに思います。

そういう中、先ほども、これも町長の答弁でお答えいたしましたけれども、2つの方法を考えています。選択肢は2つしかないというふうに今のところ我々は思っております。1つは、医療療養病床のまま残すか、それと、老人保健施設に移行するか、この2つの選択肢が、今の病院機能、人員と施設の中からすると考えられる選択肢であるというふうに思います。

ただ、今いる人員、機能の中で同じことをやるとすると42のベッドは持つことができません。先ほどの町長の答弁からも、機能、規模からすると9ベッド程度やはりこの中ではできていかななくなるということで考えておきまして、いずれにいたしましても、先ほどのご質問の中で療養病床の削減問題、これが削減になったままでいいというふうには私どもは思っておりませんが、その連携先、行政の中で何とかその整備をしていただいて、入っている方々をきちっと移行できる形を、これは町立病院、それと介護課の中で連携を図っていかなければならないのかなというふうに思っています作業を進めているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 私の方から、釧路管内全体の中での厚岸町の介護環境という点で少しお話をさせていただきたいと思います。

実は、12月6日の新聞に、釧路圏ケア整備療養病床再編検討委員会というところでの議論の様子が報道されておりまして、その中で明らかになってきた幾つかの事柄がございます。

国は38万床の病床群を6割減らして15万床にするというような方針でございますけれども、北海道につきましては2万7,000余りの病床を3割の削減にとどめる。そういう中で1万8,000程度は維持したいと、そういうような方向でございますし、釧路管内でございますと1,100ほどの病床がございます。その1割程度の削減にとどめて、介護環境を、介護基盤を維持していきたい、そういう全体的な釧路管内広域的な中での方向性が出ているわけでございます。

そこで、厚岸町、先ほど町長答弁ございましたとおり、病床の方から9ベッド程度を特老「心和園」の方に転換できないか、さらには、増床の要望にこたえる、そういう方向でプラスアルファができないかということで、今、最終の詰めを行っているところでございまして、介護基盤を後退させない、より充実させる、そういう方向で考えていきたい、そんなふうに思っているところでございます。

また、議員から財政問題についてのご心配もいただいております。この部分につきましては、確かに財政的に大変な状況でございます。その中で、厚岸町として今ある制度の中で、より有利なものを使えないか、そういうような視点で種々情報収集に努めておりまして、計画を確定していく段階で、より具体的にそこら辺の部分について詰めさせていただきたい、そんなふうに思っているところでございます。

●議長（南谷議員） 7番、安達議員。

●安達議員 この問題については、冒頭に申し上げたとおり非常に大事な問題でございます。このことについては、今回限りでなくて、細部についてまた議論していきたいなど、そういうふうに考えております。

これは、根っこには国または北海道の非常に逼迫した財政が、これはそれが根本なんだと思うんです。国に対しましても、こういうこと、本当に地域に住む住民の命にかかわる、そういう大事なことを一方的に地方にこういう形で押し寄せてくるということ、本当に私は憤りを感じるというか、許せない気がしているわけです。

国も800兆円、1,000兆円とかと言っていますけれども、どこまでどういう数字か、ちょっと規模が大きくてわかりませんが、一部で言われますと特別会計なんか本当に隠し財産がかなりあるような、そういう、国ももっともっと財政的に努力しなければならない、そういう状況の中、一方的にこうやって地方にこういう大事なことをこういう形で押し寄せてくるということ、非常に私は問題だろうと思うわけでございます。

まして自治体病院というのは直接住民等の命にかかわる病院でございまして、個人病院と違って、採算の合わない、そういう24時間体制の医療だとか、いろんな形で自治体病院というのは採算を度外視して経営を行っているわけでございます。これはもう赤字になるのは当然でございます。どこの自治体も金もうけのためにこういう病院を開設したわけではないはずなんです。やっぱりそこに住む自分たちの町民、住民、その命と健康を本当に守りたいという、そういう観点からこういう病院を開設しているわけでございまして、そういう面では本当にもっと自治体病院の赤字については、できるだけのスリム化は必要だと思うんですけれども、もっと国の財政あたりがこの辺の手だてをしないと、今、日本は経済の格差が非常に拡大しているわけですが、経済ばかりでなくて、医療というか人の命の格差も広げようとしているわけでございます。こういうことをここで論じても仕方のないことですが、私の憤りがちょっと言わせているんですけれども。

いずれにいたしましても、総務省のガイドラインが示されて1カ月という中、本当に我が町の関係者は本当に努力してくれているなど、非常に前向きに検討しているなどということで、随分安心はしたんですけれども、これからさらにこの実現に向けて努力していただきたい。

また機会があれば、細部のいろんな面について議論する場があればなど、そういうふうに思いまして、最後の3回目の質問になるかどうかかわからないんですけれども、私の考え方も含めて述べさせていただいたわけでございます。

最後に、町長の町民に対する強い思いやりを含めて一言ご答弁いただければありがたいなと思います。よろしく申し上げます。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきたいと思っております。

地域の住民の命と健康を守る極めて重要な施設でございます。ご案内のとおり、今、北海道には自治体病院94病院がございます。そのうち72.6%が赤字という状況にあるわけでありまして。

しかもまた、ご指摘がございました、この6月には地方財政健全化法というものが国会を通過いたしましたして、連結決算の時代を迎えたわけでありまして。今までの決算は一般会計のみでよかったわけでありまして、病院のような公益の企業会計もその中に入るように相なったわけでありまして。このところの新聞報道でご承知のとおりであります。レッドカード、イエローカードの地域はこうであるという報道がなされております。管内においても、それぞれ近い自治体があるようではあります、おかげさまで厚岸町はその中にはない。また、健全財政を維持した、職員初め、また議会の論議を通じて議員さんのいろいろな指導、助言を受けた中で健全財政が維持されている。しかしながら、厳しい財政事情にあることは事実でございます。このことを踏まえながら、これからも町立病院のあり方についてしっかりと推進していかなければならないと思っております。

赤字だから病院はやめるべきだ、私は厚岸町民だれしもいないと思っております。しっかりとこのことを踏まえながら、私は、赤字だからいいんじゃないかというわけではありませんが、今お話ありまして、改革する点は改革をしながら推進をしていきたい、そのように運営をしていきたいと考えておるわけでありまして。

特に、おかげさまで今日、一昨年、佐々木院長が当院に参りましてから、すばらしい町立病院に変わっております。何といたしまして、患者との信頼関係が強まっておることであり、その結果、ご指摘がございましたとおり赤字解消が進んでいるところでございます。大変うれしく思います。患者におきまして、今まで釧路に行っていた患者が戻ってきているという現実もあります。

また、先ほどお話ありました浜中町との関係においても、浜中町の患者さん、町立病院における約2割程度おいでをいただいております。先般、私も浜中町で行事がございまして、その会議の中で、浜中町民の皆さん方から、いや町立病院よくなったなというお話、また、浜中町自体からも町立病院にお世話になっているなという住民の声が聞こえてきました。大変うれしく思ったわけでありまして、そういう意味で、やはり厚岸郡の拠点病院として町立病院はどうあるべきかということ真剣に取り組んでいかなければならない。

そこで、先般、11月15日、初めてのことでありますが、浜中町長と私、そしてまた町立病院の医者等を含めて、今後の町立病院のあり方についていろいろと意見をいたしたところでございます。特に、今日、浜中町には霧多布、茶内に診療所がございます。また、茶内には特別養護老人ホームがございます。そういう中で厚岸町立病院とは深い関係もあるわけございまして、これらの病診連携をどうするのか、さらにまた、特別養護老人ホームとの関係等もざくばらんにお話し合いました。医者の方からも積極的なご意見があったわけでありまして。そういう面で、今後とも両町の拠点病院として、これからも一生懸命頑張ってもらいたい、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 以上で安達議員の一般質問を終わります。

本会議を休憩いたします。
再開は午後1時といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

15番、石澤議員の一般質問を行います。

15番、石澤議員。

●石澤議員 第4回定例会に当たり、さきに通告しました一般質問を行います。

原油高騰の問題について。

厚岸でのガソリンや石油などの値段はどうなっていますか。

2、福祉灯油を現在60リットルですが100リットルに引き上げることができませんか。

3、消費者や地方への影響を緩和するため、ガソリンなどの石油製品や食品、日用品などの便乗値上げの監視を強化し、生活必需品である灯油量の確保と価格の引き下げの緊急対策を政府に対して申し入れするつもりはありませんか。

1回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 15番、石澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

原油高騰の問題についてのご質問であります。第1点目は、厚岸でのガソリンや石油などの値段はどうなっているのか。2年前からの灯油、軽油、ガソリン、重油の値段を調べて資料として提出してほしいということですが、社団法人北海道消費者協会が全道で行う調査に合わせて厚岸消費者協会が行った「家庭用の灯油及びガソリン」の調査結果及び、町が町内業者より購入している軽油及び重油の価格を参考として提出しておりますので、ご参照を願います。

この参考資料は平成17年11月から本年12月までの価格の状況をあらわしておりますが、本年12月における町内の平均価格は、1リットル当たり、灯油で100円74銭、ガソリン159円16銭、重油86円10銭、軽油131円75銭となっており、過去2年間の中で最も高い価格になっております。

2点目は、福祉灯油を現在60リットルから100リットルに引き上げることはできないかとのお尋ねですが、この制度は、昭和58年度から老人世帯等を対象に低所得世帯に対する冬期間の暖房用燃料費の一部に当ていただき、世帯の経済負担の軽減を図る目的で創設され、当初は1斗缶3本を目安として54リットル分の助成を行い、本年度まで25年間運用され、定着した制度となっております。

当時は、世帯数も70世帯、総額約29万5,000円でありましたが、近年の一層の高齢化とともに対象者が増加し、本議会の補正予算ベースでは約4.8倍の345世帯、金額では、価

格の値上がりもあって約204万4,000円と6.9倍まで増大しております。

このような現状から、平成15年度には、町財政の悪化も受け、第2次財政運営基本方針・財源捻出プログラムの中で制度廃止を含めた検討を行っておりますが、結果的には、数量を制度創設当時のポリ3個分の60リットル相当に固定しながらも、実勢単価で助成することとし、制度を維持継続することが大切との認識のもと、長期的な負担軽減につながるものとして今年度も同様の内容で受け付けを始めておりますが、このところの急激な燃料単価の大幅値上げは、低所得世帯の生活に与える影響は大きく、生活用品の値上げも予想される中で、11月下旬に私からの指示により担当課で対応の検討をさせていただきましたところ、12月4日には国が灯油代助成の検討を始めたとの報道もあり、この福祉灯油制度の目的である負担軽減も再考した中で、町としても一定の対策が必要であるとの決断をさせていただきました。

内容としては、昨年からの値上がり率約37%分を数量に上乘せし、今年度に限り60リットルを80リットルとして助成するというもので、要望の数量には届かないものでありますが、苦しい財政事情や公平感に配慮しながら実施しなければならないと考えていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

第3点は、消費者、地方への影響を緩和するため、ガソリンなどの石油製品や食料品、日用品などの便乗値上げの監視を強化し、生活必需品である灯油量の確保と価格の引き下げの緊急対策を政府に対し申し入れるつもりはないかとのお尋ねですが、マスコミ等によりますと、政府においても、原油高騰の緊急対策として取りまとめ作業に着手しており、寒冷地の自治体が行う低所得者を対象とした灯油の購入助成に対する国の助成制度や、運送業者救済のため高速道路料金の引き下げ、政府系金融機関の中小企業向け貸付金の返済条件緩和、農家の省エネ設備導入支援、さらに、漁業経営強化のための基金設立など5項目が緊急対策として検討されていると報道されております。

こうした国の動向を見守りながら、町民の生活に直結する問題であり、地域の価格動向にも注意するとともに、関係団体や管内市町村及び道町村会とも連携して対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 60リットルから80リットルまで上がったというので、少しは助かるのかなという感じがしますが、今、厚岸の中で、クリーニング店とか酪農、うちらも酪農もそうなんですけれども、確かに値上げがきつくて、えさ代も高くて大変だというのが実情です。そして、漁業の方も、小規模のサンマの人たちの話をちらっと聞かせていただいたんですけれども、重油が高騰で漁に行くのをやめたという方の話も聞きました。

今、これは町施設等の購入価格ですけれども、全道の漁業組合が出しているA重油は2003年12月から、2004年から今年までで全道で193億9,000万円の経費増になっているという資料も出ています。それで、国としてもこういういろんな施行をしてきていますけれども、厚岸町では、生活が大変な方に対する相談窓口とか、それから、財政上の支援の措置も考えているということはないでしょうか。

それから、年金所得者とか低所得者に対して、ちょうどオイルショックのときにガソリンスタンドに勤めていたという方がいまして、そのときはガソリンが173円ぐらいだった。灯油が73円ぐらいだったかなという話です。その当時と今では働いている人の賃金の格差もありますし、それから、福祉なんかの、あのときはまだ賃金もありましたし、それから社会保障の拡充などもあって、現在よりはある意味耐えられたのかなという感じがします。今は、給料が9年連続下がる、雇用の不安、増税、社会保障の縮小・廃止など相次いでいます。それで、去年、今年の4月から住民税の税率が変わってきたと思うんですが、対象者はどういう方たちになっていくのか、非課税世帯がそれよりももっと、前年度非課税世帯なのか、それとも今年になってまた福祉灯油を受けられる方が少なくなっていくのか、その辺教えてください。

それと、道の方でもお金の方の思案が始まっているようなので、なるべく早く、もう少し幅広い人に灯油とか、それから生活援助ができる方法を考えていただきたいと思います。

これで2回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 私の方からは、福祉灯油に関しましてお答えを申し上げたいと思います。

このたび、町長からの1回目の回答にもありましたが、60リットルから80リットルへと20リットル引き上げさせていただくという考えを町長の方からございましたが、この100リットルの要望につきましては、恐らく質問者は、管内では浜中町さんが早くに表明しているということもありまして、こういった内容で質問されたのかなという、こちらの勝手な考えでおりますが、そういったことを参考にされたのかなということで、実は浜中町さんの例をちょっと考えさせていただきまして、対象者の幅といいますか年齢制限が若干違いました。厚岸町が70歳以上の年齢制限を設けておりますが、隣の早くに100リットルを決められた浜中町さんは75歳以上という年齢の枠を厳しいものに設定を、以前からなっておりますが、設定をされているようです。

たまたまこれを厚岸町に当てはめて、昨年の実績であります342世帯に当てはめたとしたら、試算しますと69世帯がもらえなくなってしまうという年齢制限上の違いがありますし、これを厚岸町で同じように今の年齢制限を70歳以上のもとでやるということになりますと、かなりの財政負担になりまして、大体140万円程度の、今60リットルのところを100リットルにするということになれば140万円程度の財政負担になります。

最後の方でも、質問者は道の支援ということでお話がありましたが、新聞報道では、100万円以上の、現在100万円以上の総額の支出に対する補助制度というものを、総額20万円以上の支出に対する補助制度に補助の基準を引き下げたという報道でありまして、実際は厚岸町の一般財源の持ち出しは何ら変わらないという、そういう内容でございまして、できればそれ以上の違った支援を期待するところではありますが、今のところは道の支援というのは見えないという内容でございます。

それから、こういった範囲の方たちが対象なのかということの質問ですが、チラシ等

でお知らせをしているところではありますが、今も申し上げたとおり、年齢等の要件と
いいますのは70歳以上の単身世帯、それから、65歳以上の高齢者の方で構成される世帯
で、そのうち70歳以上の方がいらっしゃる世帯、あるいは障害者世帯、ひとり親家庭の
世帯といういろんな条件がありますが、その大前提になりますのが、現年度の町民税の
非課税の方というのが一番の大きな基準であります。

それに今申し上げました老人世帯、障害者世帯、それから、ひとり親世帯という基準
が当てはめられるわけですが、昨年の状況で言いますと342世帯が実施されておりまして、
ほぼ今回も補正予算ベースで、先ほど町長からも答弁させていただきましたが、大体345
世帯、昨年並みの世帯であろうということで押さえておりますが、基準としましては、
税制改正もありまして、それを具体的に申し上げますと、年金収入のみの方で老人世帯
の場合でありますと大体150万円以下の方が対象となるという、我々の推計ではそういう
基準で、今現在、申請を受け付けた中で各所得の状況把握をしている状況ではございま
すが、一応そういう水準で今年はなるという状況でございます。

それから、管内的にもこの制度がない町村もありまして、実は昨年の実績ベースで申
し上げますと2町村が実施しておりません。今回、1町村が厚岸町の現行60リットルと
同じ内容で実施するというを新設してございますが、釧路市に合併になりました音
別町、阿寒町等々は、以前7,000円だったところを経過措置で5,000円に今回は引き下
がる。これ以降また3,000円に、釧路市並みに引き下がるのではないかとこの予想の中で、
管内的には、金額を現在の単価で換算しますと厚岸町の今のベース、60リットルくらい
に、これが平均的なところかなというところでございますが、今回、相当の高騰を受け
まして、町長からの指示もありまして、どこまでできるのかなというところで、財政事
情が許す範囲で20リットルの上乘せを決定したというところですので、ご理解をいただ
きたいなと思います。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 私の方からは、財政上の支援措置を考えていないかというこ
とと、住民税の税率改正についてのご質問にお答えしたいと思います。

財政上の支援措置について考えていないかというご質問でございます。

極めて大きなお話になるかと思えます。これにつきましては、一般家庭から各産業そ
れぞれ、いわゆる石油製品がなければ、商売、営業、それから生活、これらが成り立た
ないと言っても過言ではないというふうに認識しているところでございます。そういう
意味で、厚岸町一町がこの石油製品類の財政的支援措置を考える場合に、多額というよ
りも巨額な支援というものを想定しなければならないことは、これは私が言うまでもな
く、議員ご承知のとおりと思えます。

したがいまして、総体的な意味を考慮し考えた場合には、これはやはり国策として国
がやるべき措置に、各地方公共団体がそれに相まって施策を講ずるということ、後手
になるかもしれませんが、そういう対策をとることが一番各地方公共団体にとりまして
は得策ではないかと、このように担当としては考えているところでございます。

それから、住民税の税率改正につきましてでございます。

議員既にご承知のとおり、19年度から、税源移譲に伴いまして所得税、それから住民税の税率が変わったところでございます。基本的に住民税の税率がフラット化され10%になったところでございますが、これによります非課税の世帯が変わるということはございません。税率が変わったことによりまして非課税世帯がふえる、減るということはございませんので、先ほど福祉課長の答弁にありましてとおり、推定といたしましては、昨年度の実績から推定して、ほぼ同等の世帯数等、対象者等になるかと、このように考えているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（南谷議員） 15番、石澤議員。

●石澤議員 それでは、町で全部財政負担、支援をしろと言っているわけじゃなくて、町でできることがないですかと私は聞いたんです。生活相談とか、それから、そういう本当に大変な人たちの話を聞く相談窓口みたいなものを町で設けて、それを国の方に伝えてほしいなと思ったもので、そういう質問をしたんです。

それから、ひとり親世帯、特に母子家庭なんですけれども、非課税ぎりぎりで行っている方もいらっしゃるんですよ。そういう人たちに対しても、申請があった場合は、非課税ラインで完全に切るのではなくて、それも少し緩和をして、そして、こういう80リットルの福祉灯油を受けられるような措置ができないのかなと思ったんです。

灯油の問題を言えば、1リットルでこれは96円で計算している札幌地区の話ですけども、厚岸の場合は、これ見たら103円ですよ。年間に計算したら1世帯当たり4万6,000円の支出増になるんです。厚岸でいったらもっとふえますよね。

2リットルの入れ物を持ってきて、2リットルの入れ物ってないと思うんですが、多分ペットボトルか何かで、本当はだめなんだろうけれども、それを持ってきて買って、そして、それで1週間に1回と言ったか4日に1回と言ったかちょっと記憶にない、どっかわからないんですけども、それで買いにきて、それをまたどういふふうに使っているのかなと、それを灯油使って生活している人がいると。あと、すごく寒いんですけども、うちは年金の上限があるものだから、布団に朝は遅くまで寝ていて、夜は早くから布団に入って寝て、福祉灯油当たらないからという方もいらっしゃるんです。

だから、その辺の幅をもう少し広げて、そして、ちょっと今までとも、去年とまるつきり違いますから、倍になっていますからね、灯油なんかは。ですから、それも含めてもう少し考えてほしいなと思います。

漁業者の方も、ちょっと私余りわからなくて、こんな質問すると悪いんですけども、魚がとれなかったり、昆布漁で負担がたくさんかかると、昆布の値段も安いし、生活すごい大変だと思うんです。だから、その辺も含めて、直接本人にということは無理かもしれないんですけども、税の負担をやわらかくするとか、そういうのも含めてもう少し検討してほしいと思います。

以上です。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 最初にお話のありました生活相談の話でございますが、私ども、このたびの油類の価格高騰だけではなくて、一般的に役場の方に相談をしたいという案件があれば、町民相談窓口として、担当は町民課自治振興係でございますが、その前に役場全体としての総合窓口も持っております。そういう意味では、こういった内容について相談をさせてほしいというものがあれば、まず、総合窓口なり町民課の窓口においでをいただく、あるいは湖南地区であれば出張所もございます。

そういう意味で、まず相談をしていただいて、私ども、相談された内容に個別に答えるノウハウを持っていない場合が多うございます。そういう意味では、生活の問題については担当の福祉課なり連携をさせていただいて、そちらの方により詳しい相談をしていただくとかという手法をとらせていただいて、窓口設置しておりますので、ぜひ相談したいという方がいらっしゃれば、役場のこういうところへ行けば相談、まず窓口で相談に乗ってくれますよということも含めてお話しをいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 福祉灯油について、ひとり親世帯等への配慮というご質問でございます。

この福祉灯油につきましては、厚岸町では厚岸町福祉灯油購入助成事業実施要綱というものを定めまして昭和58年度から運用させていただいておりますが、実はこの制度、道内的にも数少ないと。新聞報道にもありましたけれども、正確な数字は、きちっとしたものは押さえておりませんが、約180市町村のうち3割程度と、それに満たないという中で、厚岸町はこの25年間、数量的にはこの三、四年60リットルということで、財政的な事情もありまして減額、減量ということにはなっておりますが、この先もできる限り続けたいということで実施要綱を定めて運用してございます。

一応これは制度でございますので、きちっとした基準というものをこれは一応守らなければならないと。その中では、今現在、町民税非課税世帯、あるいは、先ほども申しましたが、幾つかの条件に照らし合わせて、ここはきちっと守った制度として制度を維持しなければならないという一つの大原則がありますし、この制度で運用する中でも、本当に大変な世帯、あるいは、この制度に乗れなかった方でも、かなり大変な方、いろいろいらっしゃいます。

ほかの制度との整合性といいますか、これは税財政課長の方からもお話がありましたように町民生活全体にかかわることですので、この制度の部分についてのみだけ上乗せをするということになりますと、ある意味、町民への公平感というものを維持することも我々の行政側としての立場としては大切なことでもありますし、そういったことにも配慮しなければならないという中では、一応制度の中で運用せざるを得ない、今現在ですね、そういう状況にあるというところをご理解いただきたいなと思ひますし、ほかにもさまざまな制度がありますので、そういった制度も活用なり相談なりをいただきながら、いつでも相談に来ていただければ違う方面での要望等につきましてもおこたえできるのではないかとということで、今回はこの苦しい財政の中で20リットルの上乗せを

行ったということでご理解をいただきたいなど、このように考えておりますし、できれば、税財政課長も申し上げましたとおり、国なり道なりの全国的な支援というものを期待するところでございます。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 税負担の軽減を考えてほしいということについてお答えしたいと思います。

まことに冷たい答弁になろうかと思いますが、厚岸町単独での税の軽減措置等、いわゆる町税条例の改正については、担当としては現在のところ考えてございません。ただし、各産業におきましては、例えば、A重油、軽油、ガソリン、それぞれが燃料として産業に使われているところでございます。これらが高騰することによりまして、当然商いに係る経費として算入されるところでございます。経費として算入されることによつて、税が当然下がるということにもなりますので、その辺も考慮しながら考えますと、必ずしもその高騰が税負担、いわゆる産業に大きく負担を与えているということが全体的に言えるものではないのではないかとこの部分もあるのではないかと考えてございます。

ただし、先ほど議員おっしゃったとおり、倍程度になっているということで、簡単に申し上げますと経費倒れということも当然想定されます。しかしながら、これらにつきましましては、やはり企業努力等をしていただいて、何とか乗り切っていただいでいくことを期待しているところでございます。

まことに前向きなご答弁ができなく申しわけございませんが、ご理解賜りたいと思います。

●議長（南谷議員） 以上で石澤議員の一般質問を終わります。

次に、13番、室崎議員の一般質問を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 さきに一般質問通告書により通告いたしました2点についてお聞きいたします。

1点目は、災害対策についてであります。

災害時要支援者について。

災害時において支援を要する人に対応した町としての施策は、どのように進められているのかお聞きいたします。また、今後のとり進め方と町の体制についてご説明をいただきたい。

次に、災害時救急体制についてお聞きいたします。

厚岸大橋が災害時に利用できなくなった場合、そういう事態に対する対応は検討されているのかどうか。検討されていれば、その内容についてご説明いただきたい。特に厚岸大橋が利用できなくて町が南北に分断された事態を考えますと、医療機関が、歯医者さんが1つ湖南地区にあります。あとは全部湖北地区に集中しております。医療機関

の偏在ということが見られます。また、消防本部は湖南地区にございます。そのほか、町のいろいろな機能についても、厚岸大橋が切れて南北に2つに分けて考えると偏在が見られます。そういうところで、これを補完すべくどのようなことを考えていらっしゃるのかご説明をいただきたい。これが1点目です。

2点目は、廃棄物についてであります。

過日、新聞報道もありましたが、2回にわたって報道がありましたが、厚岸町有機資源堆肥センターを利用した生ごみの堆肥化についてお聞きいたします。当初の計画から今日までの経緯についてご説明をいただきたい。また、今後どのようにとり進めていくかご説明をいただきたい。

次に、不法投棄、不法焼却についてであります。

近時というのはこの1年ぐらいを指してお聞きいたしますが、不法投棄、不法焼却が町内でどのような状況になっておりますでしょうか。次に、その調査方法についてご説明をいただきたい。また、対策はどのように立てていらっしゃるのかご説明をいただきたい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 13番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

災害対策のうち、災害時要支援者についてのお尋ねであります。

初めに、災害時において支援を要する人に対応した町としての施策の展開については、日ごろから担当課において、災害が発生したときに自力で避難することが困難な方々の把握に努めており、事業執行の中で対象者や家族とのかかわりを持ち、防災についての相談や助言に努めておりますし、情報ネットワーク対策の一環として、ひとり暮らし高齢者等の緊急通報システム設置や聴覚障害者等を対象としたファクスの給付を行っています。

これまでの地震等災害の発生時には、緊急情報から取り残されがちな聴覚に障害のある方、肢体不自由児の世帯、寝たきり老人世帯、緊急通報装置設置世帯、身体状況から自力で避難できないと申し出のあった世帯などに対して、ファクスや電話での安否確認や、直接職員が出向いて状況を確認しているところであります。しかしながら、災害時要支援者への支援体制等はシステム化されておらず、今後の課題となっております。

このような現状を踏まえて、今後の取り組み方と町の体制であります。災害時要支援者への支援体制構築の取り組みとして、11月13日、関係課による検討会を立ち上げ、国が平成19年6月1日に示した「大規模災害における応急救助の指針について」及び平成19年8月10日付厚生労働省課長通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」の認識を深めるとともに、北海道が策定した「災害時における高齢者・障害者等に対する支援対策マニュアル」を踏まえて、厚岸町内の地形、集落、自治会、その他各種条件を反映させた厚岸町版の災害時要援護者の避難支援プランを策定したいとの認識のもと作業をスタートさせています。

現在、支援プラン掲載項目を検討中にあり、支援対策、体制の整備、災害発生時の対

応について研究を進めているところであります。今後、原案作成取りまとめ、モデル地域を選定し、地域とともに実態把握を進められないか、さらには、モデルプランシートの作成やモデル訓練の実施も視野に入れながら、その結果も素案に取り入れられないか、一つ一つ具体化を図りながら支援プランを充実させる方向で考えております。

なお、町の体制としては、保健介護課、福祉課、総務課、町民課によるプロジェクトチームにより進めてまいります。

次に、災害時救急体制についてお答えをいたします。

厚岸大橋が利用できない事態に対する対応についてであります。ご質問のとおり、医療機関につきましては、歯科医院を除いて湖南地区に存在せず、厚岸大橋が分断されると負傷者等の医療施設への早期収容が困難な状況にあります。一方、救急自動車を配備している消防署が湖南地区にあることから、厚岸大橋が通行不可能な状況では、消防署の救急車が湖北地区の現場に出動できない事態になります。

このような事態を想定した消防署の救急体制では、津波警報時などで橋の通行が可能なうちには、予備車を湖北地区に分散移動する対応がとられることになっておりますが、地震などでこの余裕がなく通行不可能となったときは、緊急招集の湖北地区在住の消防署員が町立病院の救急車を活用した臨時救急隊を編成し対応することになっておりますし、大きな被災時には、救急自動車に限らず、他の車両での負傷者搬送体制を状況に応じて編成することになります。

また、大橋の通行ができないときなどは、湖南地区に応急救護所の設置が不可欠であり、これを社会福祉センターまたは学校施設などに設けることにしており、この応急救護所のスタッフには、消防署の救急隊員を初め、非常招集する湖南地区在住の看護師などが当たることとなりますが、この際には消防署配置の高規格救急車が、負傷者搬送のみならず、救護所における応急処置設備としての役割も担うことにしています。

このような体制での応急救護体制をとることにしていますが、やはり医薬品等を用いた効果的な救急処置には医師の存在が不可欠でありますし、陸路がだめの場合は船舶利用により医師スタッフと必要な医薬品等の運搬を早期に行うことを優先して対応することが現実的で適切と考えています。

次に、廃棄物についてお答えをいたします。

まず、1点目の、厚岸町有機資源堆肥センターを利用した生ごみの堆肥化についての計画から今日までの経緯であります。

厚岸町有機資源堆肥センターは、産業活動で発生する廃棄物を新たに他の分野の産業の原料として活用し、廃棄物の排出を究極的にはゼロにする、いわゆるゼロエミッションの考えに立ち、本町の主要産業である酪農業、水産業の振興と廃棄物処理を融合したものと位置づけている厚岸型ゼロエミッション構想を実現する施設として建設したものであります。

平成11年度に基本計画書が策定され、その概要は、町内から排出される年間最大約7,900トンの有機系廃棄物を、発酵菌により40日かけて堆肥化を図り、町営牧場の採草地に遅効性堆肥として活用し、対象とする有機系廃棄物は町営牧場から排出される牛ふん、海産系廃棄物であるヒトデやウニ殻など、下水道汚泥などとあわせ、町内の飲食店や家庭などから排出される生ごみとしております。

当施設は平成13年度から稼働を始め、当初、町有施設4カ所から発生する給食生ごみの処理から始め、平成18年度に大きな飲食店4カ所を追加し、年間処理実績約5,445トンのうち約19トンの生ごみを堆肥化しました。今年度からは、さらに4カ所を追加して、合計12カ所に処理対象施設をふやしております。

今後のとり進め方ではありますが、これまでは試験的という位置づけで行い、課題でありました排出及び収集運搬については一定の方法が確立できたと考えております。現在、未処理の飲食店など対象施設と排出想定量を調査中であり、来年度以降の当施設での受け入れ量や維持管理の状況を考慮し、年次的に協力店をふやして、すべての飲食店などの事業系生ごみの堆肥化を図りたいと考えております。

一般家庭系の生ごみにつきましては、各戸ごとの収集では対象件数が多いことから、分別収集体制をどのようにするのか慎重な検討が必要と考えております。事業系生ごみの堆肥化が確立した後に、引き続き、分別排出に協力していただけるモデル地区を指定して、試験的収集と堆肥化から取り組み、徐々に区域の拡大を図って、平成28年度までに90%の堆肥化目標を持って全町的な取り組みとしたいと考えております。

次に、2点目の、不法投棄、不法焼却についてであります。

不法投棄につきましては、疑わしいものも含め、平成16年度5件、平成17年度9件、平成18年度7件、今年度は現在1件を確認しております。このうち、国・道・町などの公共用地などへの不法投棄18件は、すべて回収処分が行われ、個人所有地への不法投棄と思われる4件は、所有者へ通知し対応を要請しており、2件が回収処分され、1件が処理中、残り1件は、現在の所有者の前の所有者が一時保管していたと思われる古タイヤ20本の処理を検討中とされております。

不法焼却につきましては、平成16年度10件、平成17年度8件、平成18年度は8件が確認され、今年度はゼロ件であります。確認した場合は、当事者に不法な行為であることを注意し、再発の防止に努めております。

調査方法といたしましては、不法投棄は、町職員の監視のほか、厚岸町公害・環境監視員2人が毎月町内パトロールを行っているほか、廃棄物収集委託業者による発見時の連絡、北海道電力との協定による不法投棄監視活動、自然の番人宣言企業等による監視、厚岸町も構成員であります釧根地域廃棄物不法処理対策戦略会議における釧路海上保安部及び道警釧路方面本部による広域的なヘリコプター監視や陸上パトロールのほか、一般通報によっております。不法焼却は、町職員や厚岸町公害・環境監視員及び一般通報による確認がほとんどであります。

不法投棄と不法焼却の対策といたしまして、毎年、町広報紙に不法行為は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金となる大きな刑事罰となることなど大きく取り上げて啓発を図り、防災無線での音声による広報、町職員や公害・環境監視員によるパトロールも強化しているところであります。

また、特に漁港区域内では、不法投棄防止啓発看板の設置、毎月の漁港パトロールの実施、厚岸漁協の広報紙での漁業者への周知など、関係機関とも協力のもと対策を講じているところであります。

小さなポイ捨てが、やがてごみの固まりとなって大きな不法投棄を招くことも考えられますので、ふだんからの環境美化も重要であります。毎年に行っております厚岸町ク

リーン作戦では、自治会単位の町内一斉清掃、別寒辺牛湿原の国道・鉄道沿線のボランティア清掃、漁業者やカヌー愛好家による湖岸や河口部の清掃、漁業者による漁港や前浜の清掃が行われ、ここ数年参加者がふえております。

また、子供のうちからの環境教育も重要であります。小学校4年生には毎年「こども環境白書」を配布し、教育現場で活用いただき、また、学校環境マネジメントシステムにもほとんどの学校に取り組んでいただき、実際に環境美化活動として、学校周辺や道路、公共用地のごみ拾いが子供たちによって行われております。子供から大人まで多くの人たちが関心を持って取り組んでいただいております、町として町民との協働として今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、広域的には、自然の番人宣言による看板設置、ポスター、ステッカー、チラシの配布、宣言企業などによる監視活動のほか、北海道警察、第一管区海上保安本部、北海道、市町村など関係機関による釧根地域廃棄物不法処理対策戦略会議による法的強制力のある行動など、官民挙げて取り組んでいるところであります。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 まず、1点目からお聞きいたします。

今、対策、きちんと体制をつくるべく、11月13日に検討会を立ち上げてやっているんだという、一言で言うとそういうお話でした。

そうすると、これから私がいろいろなことを言っても、全部そういうものに対する参考資料として聞きおくという程度になるのかなという気もいたしますが、いろいろな問題があると思いますので、私なりに気づいたところを言わせていただきます。

まず最初に、こういう支援プランというものをつくってやるんだということをおっしゃっていますが、いつでき上がる予定かということです。

災害は忘れたころにやってくるという言葉もありますが、このごろ地震なんかは私も忘れる暇がないんですよね。地震にしても津波にしても、今、体制つくっている最中だからちょっと待ってくれ、今来るの待ってくれと言っても待ってくれませんので、こうしてしゃべっている間に来るかもしれない。そういう緊張感の中でお聞きしているわけです。

それで、今回、2つの問題点に絞って問題提起をしておきますが、今、災害時要支援者について、日常からそういう情報がきちんと届くように、こういう体制をつくってきたんだというお話がありまして、それは私もいろいろと仄聞しておりまして、よくなさっているなと思うところなんです、いざというときに電話やファクスでの安否確認というのはほとんど使い物にならないと考えた方がいいんじゃないかということがありますよね。それで、地域でどう支えるかということが大きな課題になってくるでしょう。今、その話にはちょっと触れませんが、町としての体制に絞ります。時間もありませんので。

それで、国では中央防災会議というのがありますよね。厚岸町では厚岸町防災会議、条例もありますね。これがこういうものの企画、立案、問題点を抽出し進めていく中心

だと思うんですが、その構成を見てもみますと、今回、支援プランをつくりますプロジェクトチームによってやっておりますというようなものはどの程度入っているのか。要するに、要支援者に関する部分についてはこっちでやるし、それから、中央防災会議、厚岸町の場合だから厚岸町防災会議、それはあっちでやるし、これはこっちでやるしというような一貫性が見られない。この点について、これが私の印象なんですが、どうお考えでしょうか。

それで、実はこの立ち上げたと同じころに、11月18日だったと思いますが、社協で厚岸町福祉大会というのがありました。そこでパネルディスカッションが行われまして、今回は、そうだ、総務課長もパネリストとして出席なさっていらっしゃいましたが、そこでいわゆる要支援者に対する対応を中心にしたいろんな提言やら問題点の提起がありました。

その中で1つ私が非常に今回の町の体制という部分で興味を持った発言があったのは、やはり最終的に情報の収集、管理、そしてその利用なんですね。それで、要支援者という範疇に入る人が町内にどのぐらいいて、どういう生活をしていて、どういうものがいざというときに必要なのかということをごだれが知っているんだろうという話になりました。そのときの、そういうことに非常に詳しい立場の一人が実はヘルパーの人たちである。毎日家庭に行っているわけですから、そうすると、あそこのおじいちゃんはどうだし、家族の動向はこうだというのは皆知っているわけですね。ただ、個人情報保護の問題がありますから、そういうものを全部書いてこっちへ出しなさいとは言えないと思います。それはまた別の問題です。ただ、緊急時においては、そこにストックしておいた情報をすぐ使えるような体制をつくっていくというような組織も大事でないのかなというふうに思いました。

それから、どうしても議論は避難のときの話に集中するんです。ところが、実は、その後1週間ぐらい、あるいは、もしかすると1カ月ぐらい自宅に帰られなくて、避難所の問題が出てくるんです。そうすると、そのときに自分で食事をとることができない人、今、先ほど病院の問題も出ていましたが、大きな病院ほどと言っては失礼だが、急性期が終わるとすぐ出してしまう。鼻からチューブ入れたまま帰されるというような事態が全国的に起きています。そういう方が、いわゆる自宅療養というような形になりかねません。そういう方たちが避難所に入ってきたときに、乾パン何個と牛乳1つというような形ではどうにもならないですね。それから、今、食物アレルギーというのも結構多いんですよ。そういうような形での要支援者というものの実態把握、それはどうやって行うのか、こういう問題があります。

そのあたりをちょっと問題提起しておきますので、それぞれにご検討なさっているとしますので、お答えをいただきたい。

それから、災害時救急体制、私は、これは災害時における厚岸町の南北問題だというふうに、ちょっと自分で勝手なタイトルをつけているんですが、よくわかっているよというご答弁をいただきました。

厚岸大橋がどんとひっくり返って崩壊するなんていう地震というと、震度7でもどうなのかなということだと思うんですが、橋の端、橋のつけ根、これと陸地との間の接点、これがやられることは十分考えられます。10メートルぐらいの大穴があいてしまったら、

もう橋に行けないですよ、向こうへ渡れません。

それで、橋が使えなくなる状況というのは、ここでもいろいろおっしゃっているのわかるんですが、ちょっと気になったのは、1つは、それぞれの地域で手持ちの救急車やいろんなものを使って、班をつくって走る。これは全くそのとおりだと思います。ただ、医師を運ぶのに陸路がダメなら船でとおっしゃるんですが、昭和27年の津波のときは、私、小学校へ上がる時ですからおぼろげにしか覚えていませんが、あのときは一日船が動きませんでした。津波としての状況が終わっても、ふだんの潮流に戻るまでは小一日かかったと聞いています。ですから、津波が入ってきたような状況の中で船で向こうに渡れるものなのかどうか、これは大変難しいと思います。それが1点です。

それから、歯医者さんがありますので、そこには災害時に使える医薬品がある程度はストックされていると思いますが、看護師さんやいろんな、あるいは消防の方も専門家ですから、いろいろな方がいらっやって、湖南地区は湖南地区で体制を組んだとしても、医薬品やそういうものはどうなっているのか。これはやはり、いざというとき人が駆けつければ簡単な手術ができる程度の、高規格車両がそういう機能は持っているでしょうけれども、さあ、それで間に合うかと。そうすると、福祉センターのようなところの一つを借りて、そういうものだけストックしておけば、人だけは何とかいろんな方法で行けるといようなことも考えられないでしょうか。

それと、緊急時に職員はどのように駆けつけるかという、非常時における初動態勢マニュアルというのを読ませていただきました。よくできています。よく考えていらっやるなと思ったんですが、駆けつけた南側の、これは夜間なんかの場合なんでしょうね、考えられるのは。その時間外に登庁できないというときに、湖南地区出張所に参集して、湖南地区出張所は災害対策本部に準じるようないろんな機能をどの程度持ち合わせているのでしょうか。味覚ターミナルについては、いわば、ここが津波でたたかれたとき、今、私たちのいるこの庁舎が津波でたたかれたときに、サブターミナルというんですか、よくわからないんですが、本部に準じるような機能を持たせているという話は前に聞いたことがあるんですが、湖南地区はどういうふうになっているか。このあたりがぱっぱと浮かんでくるんですよ。

それと、かえって、分断されたときを考えると時間外の方が湖南地区は人がある程度参集できると思います。こうしている今最中に大きいのが来たら、湖南地区に全然行けないですね。そういうときどういう体制になるのか。このあたりをちょっと、簡単で結構ですから。

それから、これが全部解決しているわけではないと思いますので、いや、この点については今これからというならそれで結構ですから、端的にお答えをいただきたい。これが1問目です。

2問目に関しましては、非常にご丁寧な答弁をいただきまして、町長も何かお風邪を召してのどが痛いところを大変申しわけなかったと思っておりますが、一、二申し上げますが、1つは、北海道新聞の記事を見ますと、堆肥化に予定よりおくれが出たという問題点の指摘があって、それから4日後に、やるようになったよということで、これを見た、うちへ来た町民の方、お客さんが、厚岸町は非常にスピーディーに物を進める能力を持っているんだなという言い方で、褒めたのかどうか知りませんが言っていました。

それでお聞きするんですが、これ、当初の予定では民間の何店舗かを入れるというのはいつまでにやろうと思っていたんですか。それがどんな遺漏があってこういう時期外れのところまでずれ込んできたのか、そのあたり、簡単に結構ですから教えてください。

それで、このご答弁をお聞きしておりますと、いろいろな隘路があって、試験的にいろんなことをやりながら進めてきた。いよいよ、ここはこうすりゃいいんだなというようなことがわかってきたと。だから、これからぐいぐいと進めていきたい、28年までにはなっているんですが、そこで1つお聞きしますが、これは環境省のホームページなんですが、今、生ごみの3R処理を目指すべき方向に関する云々という中に、堆肥化の問題についての懸念ということがきちっとうたわれています。

それは、食品としての成分が主成分ですから、それはいいんですけども、その中にさまざまな化学物質や微量の有害物質が含まれるというおそれがある。これについてリスク管理、すなわち化学物質や重金属などのリスク管理をしっかりと行うことが非常に必要であるというふうに環境省自身が言っています。

それでお聞きするんですが、こういう内容の廃棄物であるということが明確なところから、明確なものだけが、いわば故事来歴がはっきりしているものだけが来ているうちはいいんですけども、これが一般家庭になりますと、分別はあなたに任せているわけです。そうすると、1つには、知っていてほうり込むということも出てくるでしょうし、また、知らないで入れてしまうということもあります。それでよく言われるのが異物です。異物というのはプラスチックとかそんなもので、固形物で見えますから、それはいろいろな物理的にはじけるんですが、化学物質について、それが堆積することによっていろいろな問題が出てきますね。そんなことがあって、たしかカドミウムの問題があるから、堆肥センターではホタテのウロは入れてなかったと思うんですが、今はどうか知りません。そういう部分についてのリスク管理がどうなっているか、この点についてお聞かせください。

それと、答弁の中で、不法投棄と不法焼却の対策を一緒にして、町広報紙で不法行為は5年以下の懲役云々となったんですが、現在は不法投棄も不法焼却も全部同じ罰則になっているんですね。この点について、もう一度ちょっと確認だけしておきます。

以上で2回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） それでは、災害時要援護者に対します支援プランの部分についてお答えをさせていただきたいと思えます。

このプランの作成の期限といいますか、そういうところにつきましては、第1回目の検討会の中でも私ども話したところでございますけれども、まず、今年度についてはたたき台をつくらせていただきたい。そして、来年度の中で素案という形にしていきたい。その中では、町内での1地域を定めてのモデル訓練等々できないだろうか、その中でいろいろ問題点が出てきたものについて再検討しながら中身を充実させる、そのような方向でできないものかなというような議論をさせていただいたところでございます。

したがって、私どもプロジェクトの中での期限としては来年度というふうに考え

ておりまして、素案ができました以降については、先ほどご指摘のございました厚岸町防災会議との役割分担が出てくるのかなというふうに思っております、その素案の内容について、防災会議のメンバーの方々、やはり災害時の中枢機能となる部分でございますので、十分にその内容について共通認識を持っていただく必要があるだろう。その部分につきましては、防災会議の事務局でございます総務課等々と連携をとらせていただきながら、適切に判断をし対応させていただきたいものというふうに思っているところでございます。

また、どのような情報をどのように把握するかというところでございますけれども、現在、プロジェクトチームで考えておりますのは、災害時の要援護者として想定される方々お一人お一人について災害時の支援プランシートというものを作成をしたい。その中に、先ほどいろいろご指摘のございました身体状況の特徴的なこと、そういうこともしっかりと書き込む欄をつくって、そういう情報を平時から蓄積をしておく、そういうふうに進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

また、情報収集はそういう形で進めますが、ストックした情報の管理ということになりますと、議員ご心配のとおり個人情報管理との絡みいろいろございますものですから、プロジェクトチームの中でも議論させていただきましたが、総務課の方でしっかりした情報管理の考え方を、このたたき台、あるいは素案が確定するまでの間にお示しをするような方向で、きちんと方向づけをするというような方向を考えているところでございます。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

いわゆる避難場所での対応という部分、避難者へどのような支援が必要なのかという部分、これにつきましては、質問議員さん十分おわかりかと思っておりますけれども、これらの事例の中で、いろいろなやはり不自由の中で支援が必要だというふうにいわれておりますし、そういった中では、私ども、災害対策本部ができて、それぞれの職員の役割、それぞれの課の役割の中で配置はするという、対応するという形になってございますけれども、これは町の職員だけで到底対応できるものではないということは当然のことでございます、こういった中で、いわゆる行政以外のヘルパーさんであるとか、それから、いわゆるボランティア、それから町民のいろいろな支援の方々、こういった方々の支援協力をいただきながら対応していくという形に相なるだろうというふうに思っておりますし、そうした体制でのものを組み立てたいというふうに考えております。

なお、これらに関しましては、社協の方におきましても、いわゆるボランティアの窓口、それから、こういった要援護者に対する支援という部分について、積極的な機関として取り組むという姿勢を示させていただいております。この辺の役割分担、遅いじゃないかというふうに言われれば、まさにそのとおりかなというふうに思いますが、これからの中でさらに組み立てていきたいなと、調整をとってまいりたいなと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それから、災害時のいわゆる大橋分断におきます体制ということでございますけれども

も、特に、実際に不通になった場合に、そこにある資材、人的部分も含めまして対応していかなければならないということが当然なことをごさいますして、そうした中で、先ほど町長が答弁したような内容の対応になるのかなというふうに思っておりますし、そのような体制にするということの方針を定めてごさいます。

それで、実は医薬品のごさいますけれども、これも以前に検討をいたしまして、どうしたものが必要なのか、最低どのくらいのものが必要なのかというような部分での検討もいたしております。保管場所につきましては、消防署という一つの機関がございまして、そこに救急救命士も存在しているという形から考えますと、やはりそこを中心にそういったものを、医薬品といいますか応急用品でございましてけれども、そういったものを整備するという考え方で今日来ております。

ただ、いわゆる医薬品といいましょうか、いろいろな抗生物質であるとか、そういったようなものという形になりますと、どうも検討した経過の中で、薬事法の規定といいましょうか法的な制約がございまして、なかなかそこに薬剤師の存在がなければ管理そのものが適正な管理が行えないというようなこと、こういったようなこともございまして、現在では、そういう薬事法に係るようなものでのストックはしてございませぬ、消防機関には。消防機関にあるというのは、いわゆる三角巾であるとか包帯であるとか、あるいは滅菌のガーゼであるとか、保護者を包むようなものですね、こういったものが用意してございましてけれども、その想定人数につきましては、交通事故で大型事故が起きた場合というような想定の中で、大体40人前後、これを一つの目安としてそういったものが置かれているということをごさいます。

なお、先ほど手術だとかそういったような道具の配置はどうなんだという提言はいただきましたけれども、これらにつきましては医師の搬送時に一緒に、例えばヘリコプターで行くとか船舶で行く、いろいろありますけれども、そうしたときに持ってこれないのか、あるいは、ここに存在させておくことがより必要なのかどうかという部分の詰めにつきましては、今後、医療機関の医師の方ともちょっと相談をさせていただいて検討をさせていただきたいなど、このように思っております。

それから、湖南地区の体制でございまして。夜間については、おっしゃるようにそれぞれの場所に集まりなさい。集まった部分については、それからどういう行動をするかというのは、一たん集まらなければ指示が直接通じないということもございまして、湖南地区に集まりなさいということで、実はあそこの部分との連絡については、電話回線不通のことを考えて防災移動無線での連絡ということでの携帯無線の配備を行っているという状況でございまして、その指示に基づいていろいろな行動をとるということに相なっております。

それから、日中、こうした場合での状況がどうなるか、確かにこちらの方から行けなくなりまして、町の職員というところ向こうにいる数名の職員のみということに相なります。

それで、これまでもいろいろな申し上げてきておりますけれども、いざというときの緊急避難、そういった部分については、それぞれの地域がみずからの力の中で動いてもらわなければならないということになりますので、そういったことができ得るような徹底をするような指導、あるいは啓蒙、一緒に考えるというようなことが必要だというふうに認識してございまして、そのような取り組みを進めていきたいというふうに考え

ております。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 私からは、堆肥センターにおける生ごみの堆肥化についてお答え申し上げます。

まず、1点目の、今年度の生ごみの堆肥化の試験的取り組みでございますが、これの予定でございますが、当初は秋口までに追加のお店をまとめたいというふうに考えてございました。今年度におきまして、9月に入りましてから、収集業者、それと協力していただける飲食店回りというのを進めました。その結果、9月の下旬には大体今年想定しておりました4店舗についての協力、それと、あと2店舗、協力してもよろしいという……

（「時間ないので端的にお願いします」の声あり）

●環境政策課長（小島課長） はい、わかりました。

そういう予定でおりました。その後、受け入れていただく堆肥センターの方との協議に入ったということでございまして、その中で、だんだん協力店がふえていったということで、受け入れ側での調整があったということで若干おくれぎみになったという状況がございます。

道新さんに出た記事につきましては、その調整の過程で出た記事であるということでございまして、我々としては予定していた4店舗は予定どおり追加処理に回すことができたというふうに考えてございます。

それから、この堆肥化に当たっての有害物質等々の懸念があるというご質問でございます。

この施設につきましては、議員ご指摘のとおり、カドミウム等の有害物質については当初から入れないという想定で行っていたということは存じておりますが、その他の化学物質、有害物質について、普通の家庭から出る部分についてはある意味想定外であります。そういったものが入るということは当然考える必要もあると思います。ですから、そういったもの、どういうものが入ってはいけないのかということを経験収集して、一般家庭系に入る前に十分なお知らせ等々して理解を深めた上で進めるように、関係課とも調整の上、それと協力していただけたところとも調整の上進めていきたいというふうに考えます。

それから、不法焼却と不法投棄の罰則についてでございますが、これにつきましては何度か法改正が行われておりまして、現在は、1回目の答弁にありまして、同じような状況で罰則が強化されたという状況にありますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 13番。あと13分です。

●室崎議員 もう一、二点お聞きいたします。問題点だけ指摘しておきます。

まず、いわゆる南北分断の話ですが、津波を考えますと、今の消防本部は非常に弱いところにあるんですよね。したがって、消防本部の機能が十全であるということを前提にしての計画は私は恐ろしいと思う。消防長の部屋は大丈夫でも、下がたたかれたら終わりですから。そのところをどのように検討なさっているのか、あるいは、今後検討していくというのであれば、その点について指摘しておきます。

それから、やっぱりみんなが参集したところが災害対策本部として、場合によつたら連絡がほとんどできないような混乱した状況も考えられるので、向こうは向こうで動くような機能というのが、いわゆるサブシステムとでもいうんですか、今はやりの言葉で言うと。ちょうど、ここがたたかれたときは味覚がそれになるというようなことではあるという話は前にお聞きしたんですが、そういう意味で向こう側にも1つ必要でないのかなという気がいたします、機能的に。人的な部分は今わかりましたけれども、その点についてはいかがでしょうか。

それから、2問目ですが、リスク管理については何もおわかりでないようなので勉強してください。今のような話はリスク管理の話ではありません。これは啓蒙の話です。リスク管理と啓蒙は全然違います。ですから、今それについて答えてくれと言っても答えられないでしょうから、また機会を改めて聞きますから、それについてはよろしくお願いしたい。

それから、もう1つは、不法投棄、不法焼却に関して声があるんですが、特に不法焼却なんかの場合、今、日が短くなったからそんなに言わないんだけど、朝の4時ごろでも明るい時期がありますよね。そうすると、そういう時期に燃やしている人が、時間に燃やしている人がいるとかいう話があるんですよ。そういう、いわば勤務時間外の、どちらかというところと空白の時間、そういうところを含めての調査の体制というのは何かあるんでしょうか。

それから、適正処理推進員というのが条例上出てきますね。廃棄物の適正処理を推進する、この人が今何人ぐらいいて、どういう機能を果たしているのか。こういうような部分でもご協力してくださっているのか。ここにいろいろ出てきたんですが、その話が出てなかったの、それをつけ加えてお聞きし、以上で終わります。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 私の方から、災害の関係2点お答えしたいと思います。

まず、消防本部の関係でございますけれども、おっしゃるとおりに、津波時については浸水の、完全浸水する地域に入っているということでございます。それで、現在、消防本部、消防署の方の体制といたしましては、津波警報が発令されますと、あそこにある車両すべてをサクラドリ、いわゆる浸水区域外の場所に集結させるという体制をとりまして、そちらからの移動、当然、もし通信経路がだめになった場合は、車載無線の一部を基地局として対応していくという体制に相なってございます。当面、施設がそのような状況でございますので、そういった対応で災害に対応していくということになってございます。

それから、いわゆる湖南地区のサブシステムというようなことでございます。

非常にいろんなケースがありますので、そこに常にそういう機能の形で動けるかどうかという部分はありますけれども、一応そこに集まった人間が何をするんだというような部分、これらについては、やはり皆すぐに行動できるというのでしょうか、そういうような形が必要だろうというふうに思っておりますし、それについてのやはり指示はこちらの方からできるだけ出すという部分で、そういう意味合いでの無線、移動無線のやりとり、こういったような部分をまず重点的ということで整備してございますので、こういった部分でご理解をいただきたいと思っておりますし、なお、機能についてはさらに検討させていただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 堆肥センターにおける生ごみの堆肥化におけるリスク管理でございますが、なお勉強した上で対応してまいりたいと思っておりますので、勉強する時間をいただきたいと存じます。

それから、早朝に燃やしている方が、野外で燃やしている方がいらっしゃるという話があるやにということでございますが、この件については、早朝にパトロールしている等々という対応は具体的にはとってございません。あるとすれば、ご近所の方からの通報によるという状況にあります。それが恒常的にあるのであれば悪意をもって行っているという状況にありますので、なお、自然の番人宣言の趣旨にあります、勇気をもって言う。言うというのは、本人に言うのではなくて、役所に言うだとか警察に言うということもその内容としてうたってございます。そういった勇気を持とうという趣旨もございますので、なお、そういう事例があるならば、役所または警察に連絡していただきたいということもあわせて広報などで知らせていきたいというふうに考えます。

それから、廃棄物の推進員の件でございますが、この件に関しましては、実は古くから要綱がございまして、平成7年度にできた制度でございます。正式には一般廃棄物適正処理推進員と申しまして、町の中で要綱でうたって進めているという内容でございました。

当時は、目的としては、一般廃棄物の抑制のための分別、減量、再生利用と適正処理の推進という目的で、推進員を委嘱して活動していただくという内容でございましたが、この件に関しましては、調べたところ、平成7年と8年度については委嘱をして活動しておりますが、その後ずっと委嘱をしていない、いわゆる、この制度自体は休眠状態にあったという状況でございます。

現状におきましては、当時想定しておりました推進員の協力事項としての情報の伝達、これは印刷物等の配布を指します。それから、不法投棄の監視・通報というのもございました。それから、意見の具申というのもありましたが、これにつきましては、印刷物の配布については自治会等を通じての配布、それから、不法投棄の監視・通報については、現在は公害監視員とあわせて環境監視員という部分も設けてございますから、その部分での対応等々で、現状では、この制度をまた復活させて、直ちに復活させて行うという状況にはないということで、現在もこの部分については委嘱をしていないという状況でございます。

この要綱については一たん廃止の手続をとるということで、今後、そういったものの必要性があれば、また再度検討するというところで考えていきたいということで対応しているところでございます。

以上でございます。

(「議長、答弁間違っているんだけど」の声あり)

●議長(南谷議員) 休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時29分再開

●議長(南谷議員) 再開いたします。

●環境政策課長(小島課長) 答弁、追加させていただきます。

その条例があることは存じておりました。条文は、できる規定でございます。必置規定ではないということで、内部的にもこの件につきましては検討させていただいた結果でございます。

ということで、現状におきましては、ずっと委嘱していなかったと。10年以上も委嘱していなかったという状況でございますので、そういった中で、現状では一たん、この制度は使われていなかったということ踏まえて一たんは廃止すると。ただし、必要に応じて、条例にもございますので、それに応じてまた検討する時期も、今後には条例に基づいて置くということもあり得るとい状況にあらうかと思います。

いずれにいたしましても、廃棄物の適正処理という部分をいろんな方法を講じながら考えていくという状況にあることは当然でございます。ただ、実態的には自治会の役員の方が、指名された方の活動自体が当時は思うように、後でできなかったということも聞いているところでございまして、そのあり方も含めて、ずっと置かれていなかった理由もあるのかなというふうに聞いているところでございます。

今後におきましても、条例の趣旨は踏まえた上で進めていきたいというふうを考えているところでございます。

●議長(南谷議員) 以上で室崎議員の一般質問を終わります。

次に、10番、谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました後期高齢者医療制度と公立病院再編問題の2件について質問をいたします。

まず初めに、後期高齢者医療制度についてお伺いをいたします。

来年4月より実施が予定されております後期高齢者医療制度は、どのような経過をた

どって創設に至ったのか、この制度の持つ意義と今後の方針について説明をお願いいたします。

次に、2つ目として、北海道後期高齢者医療広域連合議会が11月22日に議会が開かれております。この中で、広域計画、後期高齢者医療に関する条例等が決まりました。その内容についてお伺いをいたします。説明をお願いいたします。

さらに、この制度の内容について住民への説明はどのようにして行われていくのか、北海道の保険料は、当初厚生労働省が示されておりました7万4,400円を上回り、8万6,280円となりました。これは全国平均をも2,000円上回る結果となっております。高齢者の生活と医療に一層の困難をもたらすことになるのか懸念されますが、町内の対象者にどのような影響があるのか、これにどう対応されるかお伺いをいたします。

さらに、電算システムの改修が必要になってまいります。この費用はどのようにしていくのか、国保、老健会計とも連動するのでありますので、これについても説明をお願いいたします。

次に、広域連合議会は道や国に意見書を採択しております。参議院選挙後、政権与党においても見直し、窓口負担の一部負担凍結などが出ておりますが、この制度の全面見直し、あるいは中止を求めていくべきではないかと考えますが、どのように考えているかお伺いをいたします。

次に、公立病院の再編問題についてお伺いをいたします。

午前中、安達議員も質問されておりましたけれども、このほど北海道は、公立病院再編についてその案が示されておりますが、町立厚岸病院については規模を適切に見直し、いわゆる不採算病院であるということが指摘されております。町は、この問題についてどのように理解し、今後どのような対応をされていくのかをお伺いいたしまして、私の1回目の質問といたします。よろしくをお願いいたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

後期高齢者医療制度についてであります。まず、後期高齢者医療制度創設に至った経緯と意義について説明をとのことであります。

後期高齢者医療制度は、ご承知のとおり、平成18年6月の「健康保険法等の一部を改正する法律」、通称、医療制度改革関連法と呼ばれておりますが、この法律が公布され、この中では老人保健法の一部改正がされております。改正後の老人保健法は「高齢者の医療の確保に関する法律」と呼称が変更されましたが、この高齢者医療確保法に新たに後期高齢者医療制度が規定され、平成20年4月1日から適用するというものであります。

この医療制度改革は、高齢者医療制度に限らず、医療制度全般にわたっての総合的な改革を目指すこととされ、その骨格は、平成17年12月に出された政府・与党医療改革協議会のまとめた医療制度改革大綱であります。

この医療制度改革大綱の改革の基本的な考え方は、1つは、安心・信頼の医療の確保と予防の重視、2つには、医療費適正化の総合的な推進、3つには、超高齢化社会を展

望した新たな医療保険制度体系の実現でありました。この大綱そのものも、平成14年の健康保険法等の改正において、法附則で、抜本的な制度の改正を行うと規定され、平成15年3月には閣議決定で新たな医療制度の創設の実現を図ることが明確にされるなど、こうした流れを経て、そのための検討がされてきたものといえます。

後期高齢者医療制度創設の意義であります。高齢者医療制度に限らず、国民皆保険制度のもと、だれもが安心して医療を受けることができる医療制度を堅持していくことを基本に、急速な少子高齢化、経済低成長への移行、国民生活や意識の変化などの環境変化に対応した、将来にわたり持続可能な医療制度への構造改革であるとされています。

次に、北海道後期高齢者医療広域連合議会で決めた広域計画、後期高齢者医療に関する条例の内容についてであります。

まず、広域計画であります。新しい医療制度の主体となる広域連合は、広域連合を組織する市町村やその住民に対して、事業運営における基本方針や将来構想、事務処理や事業運営方針などを明らかにして、広域行政を円滑に行うために広域計画の策定が義務づけられているものです。

広域計画の内容であります。計画期間は平成19年度から平成24年度までの6年間とし、基本的には5年ごとに計画の見直しを行うとし、基本構想の基本方針では、被保険者等の便益に配慮しながら、広域化の長所を活用して制度の運営の健全化を図ること、将来構想では、関係市町村及び関係機関との連携のもと、高齢者の適切な医療の確保及び健康の保持増進に寄与することとしています。

基本計画では、広域連合が行う事務と事業運営における財政運営の安定化方策、高齢者の医療費の伸びについて、現役世代の負担が過重なものとならないために、保健事業や介護サービスと連携した医療費適正化に取り組んでいくことなどとなっております。

後期高齢者医療に関する条例は、法令に定めるもの以外に北海道広域連合として必要な事項を定めるものであり、その内容構成は、医療給付の葬祭費の支給額、保健事業、保険料などの各規定で構成されております。

保険料規定の保険料率等では、平成20年度及び平成21年度の2年間適用するものとして、所得割率100分の9.63、被保険者均等割額4万3,143円とすること、保険料の賦課限度額を50万円とする内容であります。

次に、制度の住民説明についての質問であります。厚岸町では、広報あつけしを活用して、7月には制度の概要について、12月には折り込みチラシで保険料を中心にしてPRをしてきたところあります。広域連合の今後の計画ですが、後期高齢対象者全員にパンフレットを送付するほか、窓口事務や公共施設でのパンフやポスターによる周知、報道媒体を活用した周知など、新しい制度のPRに努めることになっていきます。町としましては、より身近な手法としまして、地域単位での住民説明・懇談会を実施して、後期高齢者だけでなく、制度を支える方々への周知を図っていきたいと考えています。

次に、保険料についてであります。北海道の保険料が全国平均よりも高額になることについて、高齢者の生活と医療に一層の困難をもたらすとの懸念について、町としましても同様の思いがあります。しかし、保険料の算定は、広域連合単位で医療給付に合わせた財源確保をする仕組みになっておりますことから、全国平均を上回る医療費がかかる北海道の実態としては、やむを得ない実態とも考えております。

北海道の保険料については、報道媒体を介して既に明らかになっていますが、厚岸町も同様の手法で年金所得階層別に試算をし、平成19年度の国保税と比較しましたが、資料でもお示ししたものであります。

後期高齢者に該当される年金収入のみの試算であります。単身者世帯階層では、国保税と比較して8,700円から4万3,100円、率にして19%から40%の負担減少になり、夫婦二人世帯階層では4,800円から3万円、率にして11%から15%、こちらも負担軽減になる結果になりました。

被用者保険の被扶養者になっている方については、現在は医療保険の保険料負担がない方でありまして、後期高齢に移行することによって発生する保険料負担の激変緩和策として、2年間は被保険者平均割額の2分の1を軽減することになっていましたが、ご承知のとおり、最初の1年間は、前期6カ月間は免除、後期6カ月間は1割負担という見直しがされることになりました。この方々は、世帯主の所得の金額にもよりますが、保険料軽減の対象にならない方が出てくると想定され、この場合、2年目の保険料は被保険者均等割額の2分の1が、3年目は減額の経過措置がなくなることから被保険者均等割額の全額が賦課されることになると推計しています。

次に、電算システムの改修に係る費用についてであります。

ご質問では国保と老健別にとのことですが、システム改修は老健には発生しませんので、ご承知ください。

平成19年度予算で計上させていただいた後期高齢者対応の電算システム費用は、一般会計分で住民基本台帳情報提供システム及び保険料徴収システム開発費用として2,025万5,000円、国保会計分で国保システム改修費用として1,019万6,000円、合わせて3,045万1,000円になります。

次に、この制度の全面見直し、中止を求めるべきではないかのご意見であります。さきの制度創設の経過と意義のご質問にお答えした後期高齢者医療制度が創設されるに至る状況を分析しますと、直ちに全面見直しや中止を求める手法については、いかがなものかと思えます。急激な少子高齢化、伸び続ける医療費の負担のあり方、こうした背景や新たな解決策についての合意形成が必要でありますし、そこで、現実の問題となってくる一部負担や保険料の負担のあり方について、安心できる医療保険制度の堅持という国の施策として部分修正を求めていくことが必要ではないかと考えております。

そのためにも、広域連合構成市町村との連携強化が必要です。広域連合議会で可決されました「後期高齢者医療制度の改善を求める意見書」「後期高齢者医療制度への財政支援を求める意見書」にありますように、高齢者への安定した医療制度を確保し、その事業運営の安定を目指し、制度責任者であります国や広域連合を支える北海道に、よりよい制度にしていくために関係機関と力を合わせていくことが、広域連合を構成する町の役割と考えております。

次に、公立病院再編問題について、道の公立病院再編案が示されたが、町立厚岸病院は規模を適切に見直すと指摘されているが、町はどのように理解して、今後どのように対応されるのかのご質問ですが、7番、安達議員の一般質問の中でもお答えいたしました。北海道が示した自治体病院等広域化・連携構想案では、釧路管内を1区域として、診療所化を含め、規模の適正化を求めています。

町立病院は、中核的病院である市立釧路総合病院まで1時間を有し、なおかつ複数の町を医療圏として医療を支えている病院であり、さらには、24時間救急告示病院の指定を受け、現在では、町民の信頼を受けた地域に必要な拠点病院であると考えています。

私は、北海道の素案に対し、釧路管内の1ブロックとしての位置づけには理解を示しておりますが、次の3点について意見を提出しております。

1点目として、複数の町の医療圏を有する都市計画人口集中地区などの都市機能を有する地域にある市立釧路総合病院を拠点病院として、町立厚岸病院をそのサブ病院として位置づけるべきである。2点目としては、病院の集約化の議論に24時間救急医療体制を加味すべきである。3点目としては、診療所、病院、中核病院というラインの地域医療計画の延長上で医療状況をきちんと勘案すべきであるという内容であります。

このほか、町立病院では、平成18年度の医療法の一部改正による療養病床の再編取り組みの最中であり、さらには、平成20年4月1日に診療報酬改定が行われ、また、近く総務省からは公立病院改革ガイドラインが示される予定となっており、医療に関する環境はますます厳しさを増しておりますが、町民の命と健康を守る立場から地域の医療を考えていく所存でございます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

10番、谷口議員の再質問は再開後とさせていただきます。

再開は3時20分といたします。

午後2時51分休憩

午後3時20分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

10番、谷口議員の再質問を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 今、町長から説明をいただいたんですが、この制度については今までも議論がされてきておりますけれども、ただ、問題なのは74歳から75歳になって急に新しい制度になってしまうと。その分ける意義は何なのかということが一番問題ではないのかなというふうに思うんですよね。言ってみれば、そこから医療差別が始まってくるのではないのかなというふうに私は考えます。

それで、今回、広域連合議会において広域計画、そういうものを示されておりますけれども、その中で特に強調されているというか、言われているのが適正化という言葉、各、日本全国に広域連合が県ごとにあるわけですがけれども、その中で強調しているのは数少ないんですよ、適正化について触れている内容が。この適正化というのは、言ってみれば医療の抑制なんです、結果的に言えば。そして、それがさらに進んでいくと包括診療になって、一定の段階でこれ以上の診療はできませんよというようなことにな

ってしまうということが、私は非常にこの高齢者医療制度の中で心配をするところであり
ます。

それで、町長が最後におっしゃっておられますけれども、今回のこの問題について
ろんな意見があるけれども、そういうことに対して修正を求めていくんだというよう
なお話をされております。ところが、広域連合は、北海道に自治体が180ぐらいあるん
だっ
たと思いましたが、議員は32名しかいないんです。そして、それも首長の代表、
市の首長、町村の首長、それから市民、そして町村と、それぞれ8名ずつ議員を出し
ていることになっております。

そうすると、現在32名の定数に対して、残念ながら釧路管内の町長は、今、白糠の町
長がその議員になっています。そして、釧路管内の議員はどうなっているかという
と、釧路町で町議選挙が行われた結果、それまで管内の議長会の議長をしていた議員が、
その段階で議員の任期が終了したということで、現在はこの広域連合の議員ではないわ
け
です。そして、話に聞くとところによると、来年は白糠の町長選挙が行われるという
こと
になって、白糠の町長が任期が来ると、その段階でまた管内の代表する議員がいなくな
っ
てしまうというようなことなんです。

そういうことを考えていくと、非常に広大な北海道の180余りある自治体の中から32
名
の議員で、それも地域によっては全く議員がいなくなってしまう。初めからいないと
こ
ろ、そういう状況が生まれているわけです。そうすると、この広域連合にきちんと意
見
を上げたいとか、広域連合の方針を知りたいといっても、簡単にこの制度を知るよ
う
な状況には今ないわけです。

そういうことを考えると、広域連合が本当に果たして地域の住民の福祉や健康、医療
を
守る、そういう体制、本当に守る体制をつくり上げるものになっているのかどうな
の
かというところが、私は非常にこれから運営されていくということになると危惧をし
な
ければならない問題ではないのかなというふうに考えます。

そういう点で、やはり広域連合に対する意見や、あるいは広域連合の情報を一人一人
の
住民にきちんと徹底をしていかなければ、非常にいろんな問題が今後出てくるの
は
ないのかなというふうに考えますけれども、まず、その辺について1つ伺いをいたし
ま
す。

次に、負担の問題であります。

今、町長が説明されましたけれども、今示された資料によると、一定割合の人たちが
負
担は軽減されるのではないのかと。ですけれども、今回の医療制度においては、結果
的
に、健康保険と後期高齢者医療制度と、世帯によってはどちらにも加入しなければ
な
らない世帯が相当数出てくることが想定されますよね。夫婦間であっても、片方
が
75歳を超えている、そして片方が74歳以下であれば、当然それが両方の保険に加入
し
なければならぬ。そうした場合には、その負担はどうなっていくのか。あるいは、今、
町
長の説明にもありましたけれども、自分の子供たちの扶養になっている、そういう場
合
の負担はどうなるのか。そういうことをいろいろ考えていくと、減る部分もあるかも
し
れないけれども、大幅な負担増になる。そういう問題も出てくるのではないのかなと。

それから、今まで国保に加入していて、今度は年金から天引きされる。あるいは、非
常
に少ない収入によって自分で納めなければならない。そうすると、生活が大変なので

当然滞納等も起こってくる。そういう場合に資格証明書の発行だとか、そういうものに結びついていく世帯が出てくるのではないのかなというふうに考えるんです。

そうすると、今日示された資料だけを見て、減額されるからいいのではないかということにはならないのではないのかなというふうに思いますし、さらに問題なのは、これは今回始まりですから、一定の始まりに当たって、この程度ですよというものを見せていますけれども、いろんなことをやっていけば当然、医療費の自然増だとかそういうものを含めて考えていくと、2年たって見直す、5年たって見直すというようなことをやれば、当然保険料の増になっていくのではないのかなというふうに思うんです。そうした場合に、本当にお年寄りの方々がその負担に耐えることができるのかどうかということなんです。

それで、こういう制度が始まる時には必ず、一定の期間は免除しましょう、半額にしましょう、半年延ばしましょう、2年後から実施しましょう、いろんなことをやって無理やり導入するんです。そのいい例が介護保険だった。ところが、介護保険を導入したけれども、今日も話が出ていましたけれども、老人ホームに入りたくても、せっかく介護保険料を納めているのに老人ホームに入れられないというような実態があるんです。

それと、さっき言ったような包括医療に持っていかれて医療を受けることができない、そういう人たちがたくさん生まれてしまうということに対しては、やはりきちんとした対応をとっていただかなければ困ると思います。

ですから、この制度自体まだまだ私は、多くの国民に納得され支持された、そういう制度ではないのではないのかなというふうに思うんです。そうであれば、やはりきちんと抜本的に見直して、あるいは、ちょっと待てよということにとどまって、それから始まって遅くはないのではないのかなというふうに私は思うんですけれども、その辺についてどのように考えているかお伺いをいたします。私は、この制度を性急にやることに対しては非常に危惧を持っているものであります。

次に、公立病院の問題であります。

結果的に、今、町長がご答弁ありましたけれども、道が示されている案、これは当然国が示したガイドラインに沿ったものを道がまたなぞったというだけの話であって、そして、北海道というのは、すごいクラスターというのが好きなんです。何でもクラスター、町村合併もクラスター、今回の病院再編についてもクラスター分析をやって、ここはこうやればこうなるのではないかなというふうなことで迫ってきているわけですが、先ほど、安達議員の質問にも町長が答弁されておりましたけれども、やはり厚岸町の町立病院が持っている意義、これについてはやはり非常に大事なものがあるのではないのかなというふうに思うんです。

それで、救急医療の問題で言えば、1年間に大体、休日、夜間含めて受け入れて、搬送以外も含めてですけれども、1,700人ぐらいというふうに聞いていたんですけれども、そのぐらいあるのではないかなと。それから、救急搬送は大体445台、それから、隣町の浜中町からは95件を受け入れているというような状況です。そうすると、この厚岸の町立病院が持っている意義、これは非常に大きいものがあるし、それから、例えば1時間かけて釧路に行くとすると、病気によっては、間に合う病気、間に合わない病気、さまざまあると思いますけれども、夏期間はともかくとしても、冬期間は何が起こるか

わからない。そういう状態を考えると、厚岸町立病院が持っている意義はやっぱり非常に大きいなというふうに思いますし、それと、もう1つは、やはり地域の住民の健康を守る、そういう立場でこの町立病院は運営されていると思うんです。

そして、それがきちんとすることによって町民は安心して仕事ができるし生活ができるということになって、町長は大変苦勞されながら医師の確保に努められているというふうに思います。だけれども、幾ら町長が頑張っても、なかなか今は医師を簡単に集められるような状況にはないというのは、研修医の問題だとかさまざまな問題がありますから、そういうものを改善もしていただくようにしなければならぬけれども、やはりこの地域で、厚岸町と、厚岸町の隣町である浜中町、それらの連携、それから、私は、さらに言えば、この地域で医療に携わっている民間医院や、あるいは隣町の診療所の医師の方々、そういう人たちともきちんと連携をとって、この地域の医療はどれとどれとどれが必要なんだということを、やっぱり具体的にきちんとしていく必要があるのではないのかなと。

そして、それが厚岸町立病院ではこれは絶対になくしてはならないものだ、それから、こういうものは設置をしなければならないということを、そういう医師の方々や隣の町の人たちにも理解をしていただけるようなものを示していくことが、この厚岸の病院をきちんと守っていくことのできる、そういうものになっていくのではないのかなというふうに考えますけれども、その辺について町長はどういうふうに考えているか、もう一度お伺いをいたします。

それと、すみません、先ほどの高齢者の医療制度で質問するのを忘れてはいたけれども、健康診査、これは後期高齢者の連合の方でやるというふうになっていきますね。これは、やるというより、1割負担ということになるのではないのかなというふうに思いますけれども、厚岸町はこれについてどのようになっているのかなというふうに思います。厚岸町はこれを厚岸町独自のものも含めてやろうというような考えがあるのかどうなのか。

それと、電算システムの厚岸町の負担分と今回の広域連合の負担についても、ちょっと説明をお願いしたいというふうに思います。

以上で2回目を終わらせていただきます。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは、北海道後期高齢者医療広域連合の議会について答弁をいたします。その他の問題については、関係の町民課長並びに病院の事務長から答弁をさせます。よろしくお願いたしたいと思います。

今ご指摘ございましたとおり、広域連合の議会については定数が32名でございます。その32名の中でも区分ごとに分かれておるわけでございます。皆さん方、議員さんはご承知のとおりであります。各は町議会議員代表ということで8人定数ですが、選挙をいたしました。選挙の方で選ばれておるわけでありまして。そういう意味において、私は、皆さんの代表として各議員は公平公正に議会運営がなされているものであると、そのように思っております。

さらにはまた、欠員の関係であります。区分ごとにおいて2名の定数が欠員になっ

た場合には、直ちに、速やかに選挙をしなければならないという規定になっておりますので、答弁にさせていただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答え申し上げたいと思っておりますが、項目が多岐にわたっておりますので、答弁漏れがあるかもしれません。ご指摘をいただければと思っております。

まず、1点目でございますが、74歳までと75歳からの仕切りであります。

質問者の方からは、分断されるというお話もございましたが、私ども医療保険制度を運営する側としましては、従来の老人保健制度そのものが今19年度いっぱいまでで、会計としましては約2年ぐらい、過誤調整も残りますので特別会計としては残っていくというふうに思っておりますが、基本的には20年3月で老人保健制度が終わります。

この老人保健制度が平成14年から、当時70歳から老人保健といわれておったものが、5年間かけて75歳まで繰り上げられたわけでありまして、この老人保健制度が新しい後期高齢者医療制度に移行をしていくという観点でありまして、決して、一部で言われていますように、言葉自体が差別だというご意見も確かにございますが、そういう意味ではなくて、言葉の使い方がいかどうかという部分は別にしましても、従来の老人保健制度が移行していくというふうに考えているわけでありまして、その意味では、言われるような差別とかという制度上の問題ではないだろうというふうに考えております。

それから、2つ目の、医療費適正化の表現の問題であります。確かに広域連合が広域計画を道民や住民の皆さんに案として提示をして、9月末から10月にかけて意見を求めました。その中でも医療費適正化という表現が問題になっておりまして、それは何かといいますと、町長の答弁の中で申し上げましたが、長い歴史の中で医療費がどんどんふえていく、国民皆保険制度という制度はいいんですが、果たして負担に耐えていけるのかどうかという議論からスタートをしているというふうに私ども認識をしております。そういう意味で、では負担のあり方も含めてどういう制度がいいんだろうという検討が国の中で中央の方でされてきて、高齢者の医療についてはこういう制度でいこうというものが出てきたというふうに認識しているわけでありまして。

そういう意味では、言われるように、包括医療方式といまして、高齢者については定額で治療をやめようじゃないかというようなお話もございました。それから、入院日数を減らすことによって医療費が下がってくるのではないかという話もされているようであります。そういった部分が表面に出てきて、医療費適正化そのものが何か治療そのものを粗悪にするということが、どうも感覚的に表面に出ているということについては私どもも同感であります。

ただ、先般の広域連合議会の中でも、我々は医療保険を運営する側でありまして、直接的に、こういう治療はよくないだとか、入院を長期にさせないで早く退院をしていただくだとかということに関しては関与のできない立場であります。そういう意味で、北海道としましては、医療費適正化という言葉を使っているところは全国的に少ないんですが、北海道としては、レセプト点検、我々、老人保健制度の中で診療報酬明細書の点検もさせていただいております。そういう点検でありますとか、医師の指導に基づかな

いろいろな多受診という問題があります。これはセカンドオピニオンの問題も議会の中で言われておりますが、基本的には、医師の指示に基づかないでいろいろな医療機関にかかる。そこから出されてくる薬剤をそのまま服用するということになりますと、むしろ逆効果であります。そういった問題も広域連合の中では医療費適正化として取り組んでいく必要があるのではないかとといった観点のそういう取り組みを通して、医療費がふえていくということについて、医療保険を運営する側としてもチェックをさせていただくというような表現に変わったようであります。

我々も、できることはその程度だなというふうに思っております、広域連合の中で、そういった意味も含めて文言が追加をされているということについては承知をしているところでございます。

それから、保険料負担の話でございます。

確かに、示させていただいたものは、年金収入の世帯に限って、一人世帯、それから夫婦二人世帯で、いずれも後期高齢者に該当される世帯ということでお示しをさせていただきました。何でそこにこだわるのよということになるのですが、年金しか収入がない、それで若い人との同居でもない単身者世帯、それから老人だけの世帯になりますと、保険料を払うという部分につきましては年金収入しかないわけでありまして、子供からの支援そのものも、全くないわけではありませんが、核家族化という状況の中では期待もできない。子供たちも自分たちの生活で必死だという状況の中では、どうしても年金収入からお支払いをいただく保険料について関心を持たざるを得ないという立場で実は出させていただいたものであります。

いずれも下がりますよという話であります、質問者がおっしゃるとおり、そうでない方も出てくるというふうに我々想定をしております、ここはまだシミュレーションし切れておりません。そういう意味で、この後、シミュレーションをモデル世帯としていろいろなパターンで出してみ、そういう素材をもって住民説明、あるいは懇談会に提示をさせていただこうということで考えておりますので、具体的な個別のものについてはご勘弁をいただきたいと思いますが、おっしゃるとおり、保険料がふえるという世帯が出てくるということについてはご指摘のとおりであります。

それから、年金の天引き、それから普通徴収による滞納、そして、資格証明書の話であります、我々、医療制度を運営する立場で申し上げますと、この制度自体が、それぞれ高齢者の収入に見合った保険料負担していただくという制度で成り立っておりますから、基本的に保険料負担をしていただくということについては公平に、軽減とかいう部分はありますが、それぞれ皆さんに収入に応じた負担をしていただくことについては全く問題のない制度だというふうに思っております。

その中でお支払いができないということが出てきた場合に、これは広域連合の条例の中にもありますし、一時的な保険料の減額でありますとか免除でありますとか、それから、場合によっては医療機関にかかったときの療養費の凍結でありますとか、いろいろ条件出てまいります、そういったことも制度の中に盛り込んでいるというのは事実であります。

ただ、これを実際にご相談を受けて運用していく場合には、対象者の方とのいろんな状況のやりとり、そして、広域連合との情報のやりとりも含めて、そう1時間やそこら

でいろいろ物が片づいていくというものではなくて、長期スタンスの中で懇切丁寧な対応をしていかなければなかなかうまくいかないというのは担当者としての実感であります。そういう意味で、資格証明書そのものが、滞納になったから、即、資格証明書で、保険証を取り上げるということではないということについては、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

それから、将来的な医療費の増によって、高齢者が負担に耐えられなくなるのではなにかというお話であります。

これはまさしくそのとおりでありまして、後期高齢者医療制度だけがそうではなくて、我々の運営しております国保もまさしくそうなのであります。医療費がふえていくと、財源となる保険税を上げさせてもらわないと運営ができないというのは、これは事業運営の原則でありまして、そういう意味では、スタートして2年たって見直しがあって、さらに2年たって見直しがあってという保険料の見直しがありますが、どの時点でどういう障害が出てくるのかということについては、私どもも関心を持っていかなければいけないなというふうに思っているわけでありまして。

それから、健康診査の話であります。

健康診査そのものは広域連合が責任を持ってやるという事業でありまして、具体的な手法としまして、札幌の広域連合が厚岸町の高齢者の健診をやるという図式にはなりません。広域連合は、従来市町村が行ってきた市町村独自の健診とあわせて、高齢者の健診も市町村で受けてほしいということに要請が来ておりますので、厚岸町としましては、この要請を受けて、町民の健康を守るという視点の健診事業というものを組み立てていかなければいけないという考えであります。

具体的な中身についてはまだ詰め切れておりませんが、決して、一般的に言われていますような、高齢者だから一つ二つの検査だけでいいんじゃないかという中身にはならないというふうに考えておりますので、今後、保健師さんの健康づくりの部門とさらに詰めさせていただきながら、どういう体制で広域連合の要望を受けていくかということについては決めていきたいというふうに思っております。

それから、電算処理であります。お示ししました資料は町の負担分の一般会計と国保会計のそれぞれシステム構築と改修の分であります。後期高齢者部分でというお話がありました。後期高齢者の電算構築の部分で厚岸町が持っております立ち上がりの電算システム負担分というのが、実は当初予算で見させていただいておりまして、この分が457万円あります。立ち上げのシステム構築のための費用ということで457万円を見させていただいております。

後期の部分のシステムについては以上でございます。何か漏れていましたでしょうか。よろしいですか。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 私の方から、病院の再建問題についてのご答弁を申し上げたいと思えます。

議員おっしゃいますとおり、広域化・連携構想、それと公立病院のガイドライン、2

つが出されている。基本的には違うというふうに我々は説明を受けています。しかしながら、言われるとおり、基本的にこの素案が、逆に言うとガイドラインの数値化によって一つのたががはめられるという状況にあるのかなというふうに思っています。いいか悪いか、私どもの病院、平成16年度に大きな赤字をしてしまいました。そんな意味で、昨年度含めて医療体制を変えてきた、それと内部改革を行ってきた結果が、今出されようとしているガイドライン、今のところ我々としてはすべて、今の段階で、18年度の段階ではすべてクリアをしているというふうに思っております。このことが19年度も続いておりますので、安心していただきたいとは言いませんけれども、今のところこのガイドラインにひっかかるような状況の中でないことで医療が進んでいるということだけのご理解願いたい。頑張っていることをご理解願いたいというふうに思います。

それと、救急医療の考え方でございますけれども、言われるとおり、今、議員がおっしゃられた数字が大体の数字であります。ただ、厚岸町の状況の救急についてはそう変わっておりませんが、浜中町の救急が実はふえている。昼間の救急も含めてふえているということがございまして、それについて、当病院としても限りある資源、人材でございますので苦労しているという状況であります。決して隣の町の町民は診ないということを言っているわけではございませんで、連携してやらなければならないことだというふうに理解をしております。ただ、非常に病院が救急含めて患者がふえているということだけは事実でございますので、それについてどう対処していくかということが今これからの課題になっていくのかなというふうに思っております。

それと、病気によって、まだ間に合う病気、確かに救急関係でございますけれども、頭と心臓の疾患、これはやはり命を救う、うちの病院があるために命が救われる病気だというふうに思っております。安定をさせて釧路に運ぶ。ですから、あくまで、うちの病院は専門特化する病院ではございませんで、いわゆる総合病院につないでいく、さらには、診療所から医院からこの病院に来ていただいて、それをきちんと診て、できないものは釧路市内に持っていくという形の地域医療を目指しておりますので、それについてもご理解を願いたいというふうに思います。

ですから、そういうことをきちんとやる病院がうちの病院であるのかなと思います。特に、今後の課題といたしましては、地域に医療として出ていっておりません。リハビリもそうです。ですから、訪問という立場の部分のいわゆる身近な医療を、やっぱり町民の目線に立った普通の医療をこの病院としては目指していくことが、我々のこれからの使命なのかなというふうに思います。

今、内科、小児科、外科という3科目を常設しておりますけれども、それに総合病院と整形外科と脳神経科と連携しておりますので、そういうことも含めて、我々としては総合診療科的な医療を目指していくということで、今、院長とこれからの病院づくりを考えているところでございます。

いずれにいたしましても、隣町、医院、診療所とのこれからの連携、医院とは非常に連携よくいっておりますけれども、隣町とやっぱり町が違うということでちょっと隘路があるのかなということが今課題となっております。町長を先頭として、それらのことをうまく連携しようということで今動いている最中でございますので、ご理解願いたいと思います。

ちょっと足りないことは失礼いたします。

- 議長（南谷議員） 以上で谷口議員の一般質問を終わります。

次に、1番、音喜多議員の一般質問を行います。

1番、音喜多議員。

- 音喜多議員 第4回定例会に当たり、さきに通告してある財政、とりわけ交付税に係る今年度の状況と、今後も含め、その全般についてお伺いしてまいります。

まず、交付税についてであります。

今年度の政府予算は、簡易で効率的な政府を目指してと称して、新型交付税が導入されました。導入初年度の今年度は、当初マイナスが見込まれておりましたが、結果としてどのような状況にあるのでしょうか。あわせて、国からそのほかの税として臨時財政対策債や地方譲与税など一般財源と称されるその総額はどのような結果となり、前年度と比べてどのような状況になっているかお伺いする次第であります。

2点目に、国は交付税の使い方にめり張りを求めています。安倍内閣で打ち上げた頑張る地方応援プログラムで、厚岸町は、地場商品の掘り起こし、ブランド化ということで、安心・安全な純厚岸産カキの生産、そして、消費対策として、生み育て・支え合い・あんしん・あつけし、3点目として、観光振興・交流の場として、あつけし観光・交流促進の3つのプロジェクトを選択し現在取り組んでおりますが、その取り組みの着目と今後の展開について、どのように考えられているかお伺いする次第でございます。

国は、地方再生関連対策として、地域を支える人づくり事業や生活交通確保、介護や防災に至るまで、あらゆる角度から取り組むまちづくりに支援策がありますが、その中で私は、この厚岸町は農山漁村地域活性化対策で取り組む課題が多く山積しているというふうに思うのであります。行政のプロとして、日々、国の情報やあるいは行政間の力量が問われている昨今、町の底上げを図る地域再生関連対策に対応した考え方と取り組みについてお伺いいたします。

3点目、最後に、公共団体間に財政格差があると公然と言われております。都市部と地方、地方の自治体の中でも税収含め財政的に差があると私も感じますが、ただ単にそう思い、言っているだけでは問題解決にならないわけでありまして、なぜそうなのか、それなりの理由があるものと思っておりますが、これからの国や地域の現状を見、これからのまちづくりをしていくとするならば、この問題に正面から向き合わなければならないものと思っております。厚岸町として、この問題をどのように受けとめ、また、この難題解決にどのように進もうとしているのかお伺いし、第1回目の質問とさせていただきます。

- 議長（南谷議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 1番、音喜多議員の質問にお答えをいたします。

財政について、まず、1点目の交付税についてのご質問のうち、新型交付税初年度の交付状況についてであります。本年7月の普通交付税算定結果から申し上げますと、昨年度の算定結果における基準財政需要額のうち、新型交付税導入に対する移行対象費

目を基準とした場合の比較では1,519万円の増となったところであります。

昨年度の総務省試算による影響額は約1,600万円の減と公表されておりましたが、実際の算定結果による増となった内容につきましては、制度設計に当たり、総務省において地域格差の問題などに配慮した形で、本年度の算定までの間で移行対象費目や、この移行対象費目の単位費用の見直しがされた結果によるものと判断しております。

次に、国からの交付税全般にわたる交付税総額は、前年度比どのような状況となったのかとのご質問であります。普通交付税の全国総額につきましては14兆2,903億円と前年度交付額に比べ6,624億円の減、率にして4.4%の減となっており、当町への影響については、当初交付額ベースで額にして58万9,000円の減にとどまっております。

次に、2点目の、地方交付税支援策について、頑張る地方応援プログラムに基づいた町の3プロジェクトの成果と今後の展開はどのように考えているかとのご質問ですが、この頑張る地方応援プログラムは、地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方公共団体に対して、地方交付税等の支援措置を今年度から21年度までの3年間に限り行うもので、ご質問者もご承知のとおり、厚岸町からは、安心・安全な純厚岸産カキ生産プロジェクト、生み育て・支え合い・あんしん・あつけしプロジェクト、あつけし観光・交流促進プロジェクトの3つのプロジェクトを構築し、国に提出するとともに、総務省や本町のホームページ上でも公表しているところであります。

まず、1つ目の、安心・安全な純厚岸産カキ生産プロジェクトであります。シングルシード方式による純厚岸産カキ「カキえもん」の生産拠点施設となっているカキ種苗センターの適正運営や良質な種苗生産のほか、水産増養殖に係る調査研究、風評被害などによりカキの消費が大きく落ち込み、厳しい環境に立たされたカキ養殖漁業者に対する生活支援資金の利子補給、種苗生産の効率化や衛生管理体制の強化を図るための遺伝子解析機器等の導入を行い、平成23年度までに平成18年度実績と比較して「カキえもん」の種苗生産については倍増の800万粒、厚岸産カキに占める「カキえもん」のシェアを4割まで向上させることを目的としています。

今年度のこれまでの状況ですが、カキ種苗センターの運営とカキ種苗生産、水産増養殖調査研究の3事業については当初計画どおりの事業展開が図られており、カキ風評被害に係る生活支援資金の利子補給については、最終的に20戸の生産者に対する2,900万円程度の貸付金に係る利子補給となる見込みです。また、遺伝子解析機器等の購入については、現在、購入に係る諸手続中ではありますが、年度末までには導入を終え、新年度からの運用に高い期待を寄せているところであります。

2つ目の、生み育て・支え合い・あんしん・あつけしプロジェクトであります。このプロジェクトは少子化対策として構築したもので、第3子以降の子を対象にした保育所・幼稚園の利用料軽減と出産祝い金の支給、さらに、母子健康手帳の交付を受けた妊婦の健康診査通院費の助成を行い、平成6年度から16年度までの10年間で2.6ポイント低下した出生率を平成26年度までに回復させることを目標としています。

今年度のこれまでの状況ですが、保育所・幼稚園の利用料軽減では、現在のところ1件で6万4,800円の助成ですが、出産祝い金については、第3子の子の誕生に対して7件で35万円、第4子以降の子の誕生に対しては6件で60万円の支給を行っています。また、妊婦の健康診査通院費助成では、11月まで100人に総額200万円の助成を行ってお

りますが、年度末までにはさらに33人の利用が想定され、今年度で95人の誕生が見込まれることから、前年度を若干でも上回るのではないかと期待しているところです。当該事業は取り組みからまだ短期間であるため、施策効果を議論するには時期尚早かと思われませんが、減少傾向に歯どめがかかりそうな状況となっています。

3つ目の、あつけし観光・交流促進プロジェクトであります。町民の憩いの場としてだけでなく、主要な交流観光施設ともなっている子野日公園、さらに、厚岸観光の中核拠点施設である厚岸味覚ターミナル・コンキリエの整備のほか、桜・牡蠣まつりや、あやめまつり、牡蠣まつりの開催や観光宣伝などで主体的な役割を担う厚岸観光協会への助成を行いながら、平成21年度における厚岸町への観光客の入り込み数を45万人に、厚岸味覚ターミナルの入館者を25万人にまで増加させ、地域経済の活性化を図ることを目標にしています。

今年度のこれまでの状況ですが、子野日公園整備では、園内トイレのほか、園路や排水設備の工事を牡蠣まつり前までに終わらせ、便益施設の充実した中で多くの観光客に利用していただきました。また、平成6年のオープン以来13年が経過し、随所に損傷があらわれている厚岸味覚ターミナルの整備では、屋上の雨漏り対策や木製建具の改修を行い、先月末に今年度分の工事を終えたところであります。さらに、観光関連団体の中核を担う厚岸観光協会への助成については、例年ベースとなっており厳しい事業運営となっているものの、関係団体の連携強化を図りながら効果的で効率的な事業展開に取り組んでいただいているところであります。

なお、年度途中であるため観光客の入り込み数の公表はされておりませんが、厚岸味覚ターミナルの入館者同様、上半期は前年度とほぼ同数程度に推移している見込みです。

いずれにいたしましても、今年度からスタートした頑張る地方応援プログラムに厚岸町が応募した各プロジェクトには具体的な成果目標を掲げておりますが、いずれも問題意識を持って高い目標を設定しており、半年や1年といった短期間での取り組みで成果や効果を議論できる状況でないことをご理解願いたいと存じます。

また、今後の展開についてですが、毎年度、個々具体の事業について検証を行いながら、各プログラムで設定した目標年度における成果指標達成に向けとり進めることとしておりますので、ご理解願います。

次に、地域再生対策として取り組む考え、あるいはその施策があるかのご質問であります。ご質問のあった国が示す地域再生関連対策は、地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、地方公共団体における地域再生への取り組みに対し、必要な地方財政措置を講じるとした制度です。

具体的には、アウトソーシング等の促進、地域資源の再生・有効活用、コミュニティ・サービス事業の活性化、ITを活用した地域通貨の導入・普及検討、地域公共ネットワークの民間活用等の推進といった5つの分野に該当する事務事業を行う地方公共団体に、メニューに応じて地方財政措置を講じるという内容のものであります。

しかし、この制度は時限的支援措置ではなく、また、他の制度と比較しても特に手厚い支援が受けられるものでないため、本制度の活用を考えた施策検討は行っておりません。

厳しい財政事情にある中、限られた財源で可能な住民要望を一つでも実現するため、

重要性や緊急性、効果などを検証しながら施策事業の厳選を行っているところであり、これらの検討段階で本制度に限らず当町にとって有利な手法を見きわめながら、事務事業の組み立てや予算編成を行っておりますので、ご理解願います。

次に、3点目の、公共団体間の財政格差についてのご質問であります。この財政力格差が生じている主たる要因については、当町のように人口が少ない自治体では課税客体が乏しく、税源移譲はあるものの、それを上回って地方交付税が抑制されており、これにより税収の増加には至っておらず、一方で、企業が集中している都市部では、近年の景気回復と相まって企業収益の改善や設備投資の増加に支えられ、地方法人税の税収が急速に回復しており、大都市ほど経済力が大きく、地方税源が集中している地域とそうでない地域との間で税収差が拡大していることが要因となっております。

さらに、歳入面ではこのような状況にある中で、歳出面においては、当町に置きかえれば、都市部と比べ行政面積が広大であり、積雪寒冷な気候条件のほか、若年層を中心とした人口の流出による過疎化の進行、高齢化の急激な進行による社会保障経費の増加、基幹産業である農業、漁業の振興策や下水道等生活環境施設の整備など多くの課題を抱えていることから、歳入、特に税収と歳出との間に大きな乖離が生じているところから、当町のような過疎地と一定程度の税収を確保できる都市部との財政力格差の拡大が明確になっているところであります。

このような状況を踏まえて、今後の対応策になりますが、この問題は、当町のみならず人口の少ない過疎地域では共通の問題、課題であるところから、北海道町村会を初め、全国町村会においても共通した認識のもと、この財政力格差の是正について国に要請しているところであります。また、総務省の諮問機関であります地方財政審議会においても、この財政力格差の問題が大きく取り上げられ、去る11月に国に対し同様な要請がされております。

今後における町財政運営につきましては、国における「経済財政改革に関する基本方針」や地方財政対策の中で具体化されている地方と密接に関連する事項について、国の施策動向に注視するとともに、本年6月の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行を受けて、一般会計のみならず特別会計、企業会等を含むすべての会計による健全化判断比率の採用と公表が義務化され、財政の健全維持、自己規律の形成が強く求められることから、財政運営について一定の方向性を示す新たな財政運営基本方針により、財政健全化に向けた取り組みをとってまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 この答弁書をいただいて、丁寧に長時間にわたりまして本当にありがとうございます。

今回は、現在の状況とこれからの見通しというか、そのことを踏まえて財政一本についてお伺いさせていただいたわけでございます。とりわけ、国の交付税含めて、その他の国からの地方に対する支援というか、税収の問題含めて、厚岸町はどのように考え、どのように対応していこうとするのか、あわせて、この厚岸町をどう守り立てていく、

そのための考え方はどうかということをちょっとお伺いしていきたいなというふうに思った次第でございます。

当初、国は、1回目の質問でもお話ししておりましたとおり、今回から新型交付税ということで、人口と面積によって配分するよと、簡単に言えばそういう言い方をしてきたわけですが、地方からの大きな声というか、うねりというか、そういったこともあってなのか、実は後から聞くお話というか情報を得る限りでは、国は、できるだけ今までどおりの配分というか、額については堅持するという言い方をされているというか、そのような声を聞いていました。

結果としてどうなったのかなという、各市町村によってまちまちでしょうけれども、今答弁いただいたように、厚岸町においても総体的にはそれほど変わらない、前年度と。当初言われたほどでもないなというふうに私は感じますが、税担当者として、これが今年限りなものなのか、こういう状態が、今こうして大きな全国的に言われていることからして続くものなのか。

私は、自分として言わせていただければ、こういうことは余り長続きしなくて、地道にというか着々と国の交付税が減額されて、地方の首を絞めてくるのではないかなというふうに感じておりますが、今年の交付税をきっかけ、そのありさまを見て財政担当者は今後どういう見通しとお思いなのか、その点改めてお尋ねしてまいりたいというふうに思います。

それから、2つ目として、一般財源と言われるものについては、地方交付税から、交付税含めていろんなものがあるわけですが、地方交付税以外にですね。しかし、これは今日まで政府が言ってきている、あるいは、今、財政的には都市におけるの税収が上がっているけれども、私は将来的にこれは減っていくだろうというふうに思います。これは私が個人的に思ってもそのようにいかない場合もあるかと思いますが、いずれにしても、この部分は我が町としてはかなり期待というかウエートを占めてきた財政だというふうに思っておりますが、今後、財政運営上、今年をきっかけにしてどう変わっていくのか、その辺、もしそういうニュアンスというか情報があるとするならば、ぜひご感想をいただきたいなというふうに思います。

2点目に、厚岸町が国の安倍内閣の時点で打ち上げました頑張る地方応援プログラム、これは3年間で、単年度、今年は2,700億円程度ですが、3年間毎年3,000億円程度地方にそれぞれ配付して、地方が頑張ってもらわなければいけないというか、そういう地域の底上げを図るという目的で創設されたものなんですが、しかし、今この答弁にもあるとおり、ただでくれるわけではないんですね。非常にハードルがあるわけであります。

厚岸町は合計この3事業で2億円をもらって、この事業が完成というか、当初の目的どおりで3年間の中で完遂というか、どれだけの効果というか、そういう成果目標が決められているわけですから、政府が言う頑張りのハードルとして9項目あるわけです。厚岸町は、その3事業の成果目標というか、今、一部出ていましたが、最終的にこの3事業の成果目標はどこに置いてあるか改めてお尋ねしていきたいというふうに考えます。

それから、地域再生関連対策、今の答弁では、厚岸町は大したメリットというか、そういうことが、このプログラムについてはメリットがないので見送っているということでございますが、私は、個人的に考えるならば、今、政府がいろんなメニューを持って

いる中で、その場限りではなくて、こういう厚岸町の置かれている現状を見て、こつこつとやって底上げをしていかなければ、一足飛びや、あるいは急にというか、そういう短編的には、この1次産業を主とする厚岸町の町を底上げというか、かさ上げしていくのには私はできないだろうと思います。

やはりこつこつと、計画の上で、町民一体となってやっていかなければ、この町の将来というか、しっかりとしたまちづくりを持っていくためには難しいのではないか。その場限りの考え方というか、そういう対応の仕方では、私は、そういう考え方でまちをつくってきた自治体というのは数少ないのではないのかと。むしろ、こつこつとやってきて、町民一体となって、苦しい中からも、そういう最終目標がここにあるんだという目標を大きく掲げて、理解していただいて、そこに皆さんが心一つにして取り組む、そのことがこの町の、厚岸町将来の大きな底上げになるのではないかというふうに考えるわけでございますけれども、今の答弁では全くそのようなことは考えていない。

しからは、では将来的に何があるのか、厚岸町は何を柱にしているのかと感じたときには、今、総合計画も終わりで、新しいものをつくろうとしているやさきでございますし、町長の今年度の執行方針を何度読み返してみても、この今の3プロジェクトの一部は載っかっていても、将来展望はなかなか見出せないなというふうに思うのであります。そんな意味で、改めてこのことについてお尋ねしておきたいなというふうに思います。

それから、3点目に、やはり地方間の格差というのは言われておりますが、これは仕方ないといえば仕方ないのかもしれませんが、私ども、生まれ育って大きくなれば場所は選べるかもしれませんが、自分の住むところは。しかしながら、国というのは、どこに住もうとも、日々、田舎にまで光を当てるというか、等しく国民として持っていくという意味では、これは我々田舎に住んでいても、このことについて声を大にして申し上げても私はいいのではないかと思います。

うらやましい限りというか、若い人とお話ししたときには、私は高校卒業して大学へ行って戻ってこないよと。若い者はうらやましいなというか、しかし、ある一定の年になったらもう動けないです。そこに住まざるを得ないというか、まだ厚岸から出ていこうと思えば出れるのかもしれませんが。しかし、そういう安易に住むというか、将来を定める選択をするような考え方であれば、これは本当に町は疲弊してまいりますけれども、私は、こういう今日の国のとり方については非常に問題点が多いなというふうに考えております。

そんな意味では、今答弁いただいた中には全く同感であります。やはりそのことを真剣に頭に置いてまちづくりを対応していかなければいけないというふうに思いますが、その点再度お尋ねして、2回目の質問にさせていただきます。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁させていただきます。

まず、1点目の新型交付税について、町長の答弁の中身について、今年度限りなのか今後も続くのかということでのご質問でございしますが、議員ご承知のとおり、19年7月31日に、地方交付税法第10条の規定に基づき、19年度普通交付税の額が閣議報告されたと

ころでございます。この額は、町長の答弁にありましてとおり14兆2,903億円、これは交付額ベースでございます。6,624億円の減で4.4%の減。

この額につきましては、制度として19年度から新型交付税、いわゆる包括算定経費（新型）という表現を使っておりますが、算定の方法として、このたび厚岸町に大きなダメージがなかったということは、先ほど議員もおっしゃっておられたとおり、格差をなくするということと、それから、当初この制度を発案といいますか考え出した当時の竹中大臣が提唱し、総務省がそれに沿って制度設計をした際に、日本全国の過疎地域等の不利になると思われる各団体からのいろいろな多くの要望が出され、不利な条件を回避する制度設計へと転換したということもあって、おおむね前年度並みにおさまったということがいえるのではないかとこのように考えております。

そこで、なぜそのような現象が起きるかということで若干説明したいと思いますが、今年度限りなのかということですが、これは制度上3年間続くものということになってございます。

去る12月7日、平成20年度地方財政についての意見ということで地方財政審議会が出した内容によりますと、地方交付税につきましては、新型交付税を継続し、交付額ベースで3年間で5兆円、この考え方は変わってございません。

今年度の新型交付税の閣議報告につきましては、5兆円の包括算入が新型交付税として計上されてございます。これは日本全国の、いわゆる国全体の基準財政需要額の5兆円でございます。これが約41兆円でございます。これの約1割、割り返すと12%になるんですが、これが5兆円に該当します。ということは、仮に1割としますと3年間で3割で15兆円、41兆円が基準財政需要額でございます。基準財政収入額が日本全国で約28兆円、ということは、割り返しますと大体3割程度。ということは、15兆円の3割ということは5兆円、交付額ベースで5兆円です。これは考え方が一致しているものと担当者としては認識してございます。

したがって、これは3年間継続するというのを考えて、制度設計に沿って今後とも予算編成等に向かっていくべきものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

それから、財政運営上、その他の歳入ということでのご質問でございましたが、現在、交付税以外での国庫からの交付金、譲与金等がございますが、現在、今のところ19年度の予算ベースと18年度の決算ベースでしか比較ができません。したがって、今後、交付時期が最終が来年の3月までございますので、現在のところは当初予算ベースがこうなるだろうという確定的なことが言えるものはございません。ただし、将来的なお話をさせていただきますと、新聞報道等で今盛んに国で議論されている租税特別措置法の日切れ法案が参議院で通らなければ、暫定税率ということでガソリンが下がる、ということは税が下がる。ということは、市町村への譲与税が減るということは想定されますが、これも国会の動きを見なければわかりません。

したがって、現段階では、かなり情報が不足してございますし、国会の状況も、2日間ぐらい休んで、すぐ通常国会、169通常国会になるような状況でございますが、その国会が始まって、なおかつ地方財政計画等を見きわめた中で、今後、国の地方に対するいわゆる交付金等を十分慎重に見きわめていく必要があるのではないかと、このよう

に考えてございます。

それから、頑張る地方応援プログラムの件でございます。

具体的な成果目標としまして、「カキえもん」の種苗生産、18年度実績、4ミリ種苗が400万粒、これは年です。これが平成23年度目標として平均5ミリ種苗800万粒、年。それから、厚岸産カキにおける「カキえもん」のシェア、18年度実績1割弱、これは平成28年度目標が4割、それから、カキ養殖業者を対象とした勉強会の開催、これは年2回。

それから、生み育て・支え合い・あんしん・あつけしプロジェクトということで、具体的な成果目標、実績数値としまして、平成6年、人口1万3,597人、出生児144人、出生率10.8%、平成16年、人口1万2,066人、出生児96人、出生率8.2、成果目標、10年間で減少した出生率の復元、出生率を平成6年時に回復。平成6年時ということは10.8、平成26年、推計人口1万2,900人、推計出生児111人、目標出生率10.8という目標を立ててございます。

次に、あつけし観光・交流促進プロジェクトということでございまして、具体的な成果目標としまして、観光客入り込み数と厚岸味覚ターミナル・コンキリエの入館者数の増加を図る。観光客入り込み数、これは平成18年度実績42万8,300人を21年度目標45万人、厚岸味覚ターミナル・コンキリエの入館者、18年度実績20万7,400人を21年度目標25万人ということの目標でございます。

次に、地域再生対策ということでございます。

地域再生対策についての内容でございますが、まず、アウトソーシング等の促進ということで、電子自治体業務の創造、アウトソーシングの推進、これにつきましては、これをやることによりまして財源措置として特別交付税ということでございますが、これらにつきましては、共同処理センター機能の整備促進ということで、かなりの投資が必要となることから慎重な対応が求められると、先ほど町長の答弁にありましたとおり、慎重な対応を考えていかなければならないと。

それから、地域資源の再生・有効活用ということで、学校の空き教室などということでございますが、これにつきましてはのリニューアル債等の措置がございまして、どのように有効活用するかということが先ということでございますので、これにつきましても、短期間でどのような有効活用ができるかということは時間が必要かと、このように考えております。

3つ目としまして、コミュニティ・サービス事業の活性化ということで、コミュニティファンド経営者の支援、それからNPO活動等の活動支援ということでございます。これらにつきましても、例えば、NPOでいいますとアドバイザー派遣や人材の研修・育成、活動助成などに要する経費を交付税に算入するというところでございますが、いまだこの交付税算入につきましてはのルール、これが明確ではございません。議員ご承知のとおり、交付税につきましては、実際に基準財政需要額に算入された額が交付される額と一致するというところではございません。これらも慎重に検討する必要があると。

それから、地域公共ネットワークの民間活用等の推進ということでございますが、学校、図書館、公民館、庁舎等を接続する地域公共ネットワーク、これは光ファイバー網でございますが、これにつきましては一部光ファイバー回線にする内容で取り組むことがございますが、基本的には地域再生関連対策事業、これとは意図が違うものでござい

ますので、ご理解賜りたいと存じます。

- 議長（南谷議員） 休憩いたします。

午後 4 時44分休憩

午後 4 時45分再開

- 議長（南谷議員） 再開いたします。

- 税財政課長（佐藤課長） 大変申しわけございません。

以上 4 点について、担当の方からの答弁を終了させていただきます。

- 議長（南谷議員） 1 番、音喜多議員。

- 音喜多議員 もう時間もないですし、ぜひ言っておきたいことが 2 点。

時あたかも、今年度19年度、そして20年、21年と 3 年間、今言われたように現状の交付税等、国の予算等が見通し立てられる。前から私が言っていた 1 つには、厚岸町の財政ですね、今、新聞等でにぎわしていますし、財政再建法というのは、厚岸町は非常に公債費比率が高くて大変だよと、税財政課長は、いや、頑張っけて下げていきますと。公債費比率含めて、今の新しい国の考え方を照らし合わせていくと厚岸町も現状のままでは大変だから、努力して健全財政に向けて頑張っけていきますよというふうに言われておりました。

私は、チャンスと言ったら変ですが、この 3 年間の中で、しっかりとやっぱりそのことを、今までの反省に立って、そういう国の見通しが立つならば、やはり少し楽になるというか、これからの財政運営のためにもそういう道をぜひ踏んでいただきたい。こういう、チャンスと言いますか、機を得ているというか、そういう時期が来たのかなと。ただし、これはそう長くは続かないと私は思います。たまたま、今、国が考えているというか、地方からの大きな声として、そういう考え方を見直すというのか、ただ、これが従前の安倍内閣が続いているとするならばどうなるのかわかりませんが、やはりその辺のところの違いというのが出てきたのかなというふうに思いますが、いずれにしても、新しい財政再建法、あるいは再生法等含めていくと、厚岸町もある程度の、ベストテンには入らなかったけれども、載るのではないのかなというふうな思いはしてあったんですが、こうして努力すると、これからはおかつ努力してもらおうと、ずっと町長もやりやすい財政運営になっていくのではないのかなというふうに私は考えますので、ぜひ、来年、再来年の中で体力を養うような財政運営をしていただきたいなというふうに思います。

それから、2 つ目に、やはり 2 回目にもお話ししましたように、地域再生関連対策というか、そのことが、こういうハードルというか、そういったものが結構我が町にしてみれば高いものがあるかもしれませんが、ただし、それが地域再生がいいのか、あるい

は厚岸町が別につくったものが国に受け入れられるかどうかは別にしても、町独自でやっぱり町を守り立てていくというか、将来展望を含めてそういう計画をぜひ打ち立てていただきたい。

それは来るべき総合計画にもつながっていく話ですけれども、そういう議論をされていくようになると思うんですが、やはりこつこつとやっていくと。今、総合計画も昔のように10年間、だんだんと、高度成長期のときでしたらば、それはゆっくりと回って、その計画に沿って目標に向かって進められるかもわかりませんが、やはり国を当てにしないと云ったら問題あるかもしれませんが、財政的に右往左往されるのではなくて、厚岸町としても、やはりその根拠をきちんと持って、そういうまちづくりをぜひ打ち立てていただきたい。そのことは今回の総合計画のこれからの求める、つくり上げていくものと一致すると私は思うので、時間をかけながらぜひそういうことを考えていただきたい。このままでは非常に本当に、その日暮らしと言ったら語弊があるかもしれませんが、本当にその年その年ということで国の財政状況を見ながらというよりも、やはりきちんと打ち出していきたいというふうに思って、最後の質問にさせていただきます。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） いろいろな課題についてのご指摘がございました。

これまでも厚岸町としましては、財政の健全化と将来にわたる活力ある地域として発展していくためにさまざまな取り組みを進めてきたところであります。その中で、何と云いませても、やはりもとになる財政が健全でなければならないわけでありまして、特に、ご承知のとおり、厚岸町におきましては財政運営基本方針というものを2次にわたって決めております。これに基づいて健全化財政を維持しております。さらにはまた、17年度には厚岸町財政自立シミュレーションというものを策定し、これに目標に向かって今推進をいたしておるところでございます。

そういう中で、連結決算の時代を迎えたわけでありまして、すなわち、地方財政健全化法というものがこの6月に決定を見たわけでありまして、今、ご指摘のようにいろいろな心配があるかと思いますが、厚岸町は健全財政を維持しながら、第2の夕張市にならないように全力で取り組んでまいりたい、そのように考えておるわけでありまして。

さらにはまた、頑張る地方応援プログラム、先ほどお話ありましたが、実はこれは地方交付税に対する上乗せなんです。自治体に対して年3,000万円の上乗せをするという地方交付税でございまして、その点、今年度は厚岸町は応募をしたということでございまして、当然、特別交付税の上乗せは受けておるわけでありまして。

さらにはまた、地域再生問題につきましては、本年度の問題としては考えていないということでございまして、将来については、地域再生法もできたことでありますので、これに乗るかどうか、いろいろな財政等も踏まえた中で考えていかなければならない。そして、よりよい厚岸町をつくっていかねばならないと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 音喜多議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました6名の議員の一般質問を終わります。

- 議長（南谷議員） 本日の議事日程は全部終了いたしました。
よって、本日はこれにて散会いたします。

午後4時54分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成19年12月11日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員